第９期富士宮市障がい者計画
第８期富士宮市障がい福祉計画
第４期富士宮市障がい児福祉計画

（案）

富　士　宮　市

目次

p１　第１章　計画の策定にあたって

p１　１　計画策定の背景
p２　２　計画の位置付け
p３　３　国や県の動向
p５　４　計画の期間
p６　５　計画の対象
p６　６　障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本指針

p７　第２章　本市における動向

p７　１　総人口の推移
p９　２　障がいのある人の数等の推移
p13　３　アンケート調査結果からみる現状

p31　第３章　基本的方向

p31　１　基本理念
p31　２　基本目標
p34　３　施策体系

p35 第4章 施策の展開

p35 基本目標１　障がいへの理解・差別の解消
p38 基本目標２　権利擁護の推進及び虐待の防止
p40 基本目標３　生活支援の充実
p44 基本目標４　社会参加の促進
p47 基本目標５　保健・医療の充実
p50 基本目標６　障がい児に対する支援体制の充実
p55 基本目標７　就労支援の充実
p57 基本目標８　生活環境の整備
p63 基本目標９　情報提供の充実

p66 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

p66 １　成果目標
p71 ２　障害福祉サービス等の利用見込み
p84 ３　地域生活支援事業の見込み

p90 第6章 計画の推進に向けて

p90 １　計画の推進体制と評価・管理
p91 ２　連携・協力の推進
p91 ３　制度の円滑な実施とサービスの質の確保

p92 資料編

p92 1 用語集

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

我が国では、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法の改正による事業者への合理的配慮の提供の義務化や、第５次障害者基本計画に基づく様々な施策が推進されています。誰もが日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、地域社会における総合的な支援体制の充実や、社会的障壁の除去に向けた制度改革が国を挙げて進められています。

富士宮市においては、「第６次富士宮市総合計画」に掲げる障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、就労の各分野が緊密に連携した障害福祉施策を展開しています。一方、多様化・高度化する障害福祉ニーズや急激な社会情勢の変化に的確に対応するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組をさらに推進していくことが、本市の重要な課題となっています。

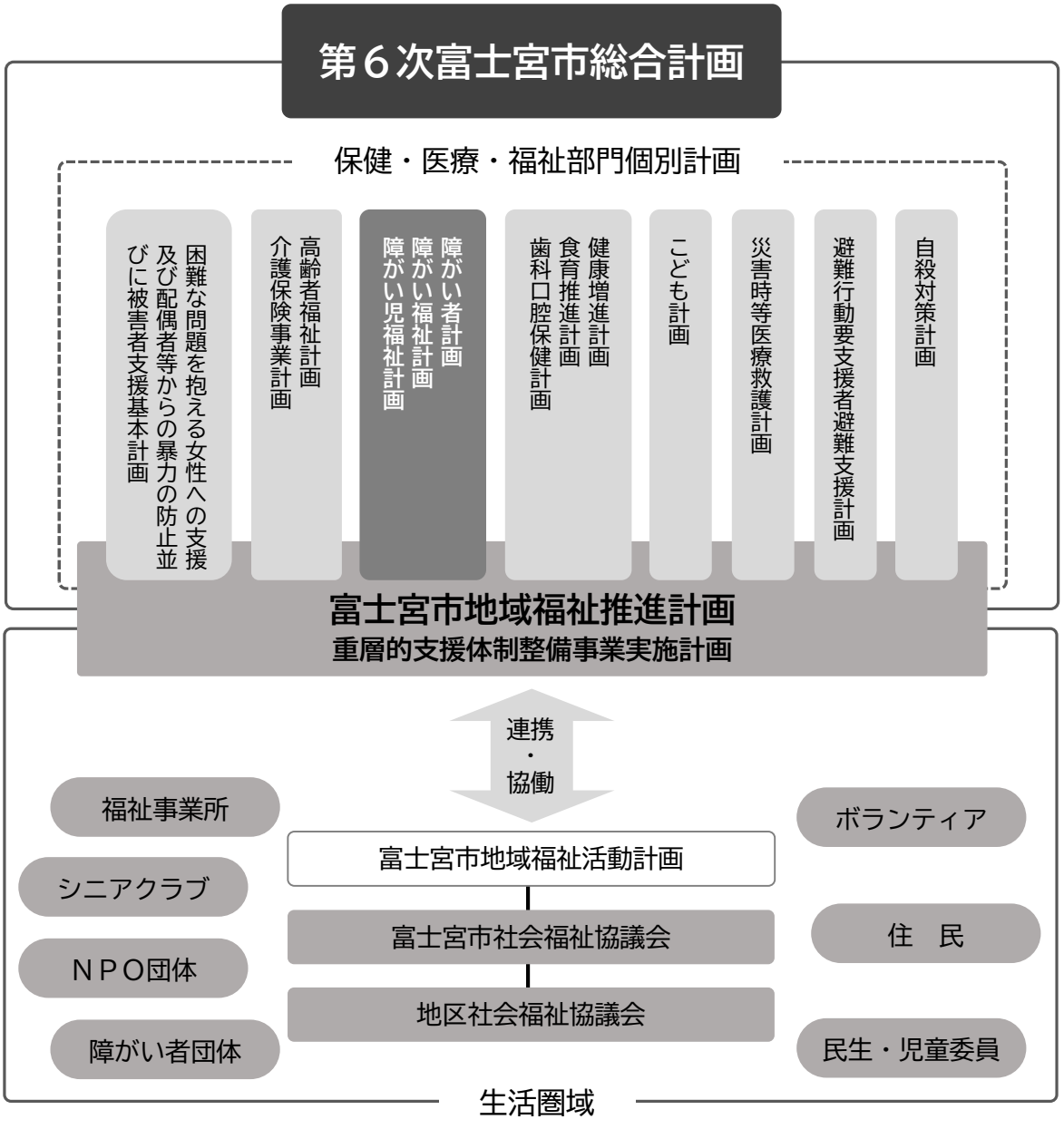
そこで、社会情勢や障がいのある人のニーズの変化を踏まえるとともに、これまでの計画の進捗状況等を検証し、この度、令和９年度から令和11年度までを計画期間とする『第９期富士宮市障がい者計画』を新たに策定しました。また、あわせて、障害福祉サービス等の具体的な提供体制や目標値を定める『第８期富士宮市障がい福祉計画』、『第４期富士宮市障がい児福祉計画』を一体的に策定しました。

2　計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第３項の規定に基づき、国や県の計画を基本とするとともに、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な方向性を定める「市町村障害者計画」として策定するものです。

また、障害者総合支援法第88条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」である『第８期富士宮市障がい福祉計画』及び、児童福祉法第33条の20第１項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」である『第４期富士宮市障がい児福祉計画』を一体的な計画として策定し、障害福祉サービス等の具体的な提供体制や目標値を定めています。

本計画は、本市の最上位計画である「第６次富士宮市総合計画」の障がい者福祉分野における個別計画として整合性を図るとともに、「富士宮市地域福祉推進計画」等の関連計画と緊密な連携のもとに推進していくものとします。



3　国や県の動向

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年９月に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。平成22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした改革の基本的方向などが閣議決定されました。

そして、「障害者基本法」の改正（平成23年８月施行）や「障害者虐待防止法」の成立（平成24年６月）、「障害者差別解消法」の制定（平成25年６月）など法整備が進められ、これらを受けて平成26年１月に同条約を批准し、障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

近年の動向としては、令和３年６月に「障害者差別解消法」が改正（令和６年４月施行）されたほか、令和４年５月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策が推進されています。同年６月の「児童福祉法」改正では障害児入所施設の22歳までの入所継続等が可能になったほか、同年12月には「障害者総合支援法」が改正され障がい者等の地域生活の支援体制が充実しました（いずれも令和６年４月一部施行）。また、同年８月には国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査が行われるなど、様々な法整備や取組が進められています。

国の定める基本指針においても、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障がい児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障害福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるほか、障がいのある人が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

静岡県においては、国の障害者基本計画の策定に倣って、令和８年度から令和11年度までを計画期間とする「第６次静岡県障害者計画」を令和８年３月に策定しました。県は、障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立して安心して暮らせる社会の実現を目指し、サービスの充実や地域生活移行の推進、就労支援の強化、バリアフリー化の推進など、総合的な施策を展開しています。

近年の国の動向

平成30年５月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 （改正バリアフリー法） ● 社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行
平成30年５月	「学校教育法」及び「著作権法」改正 ● デジタル教科書の併用制 など
平成30年６月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など
令和元年６月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など
令和２年６月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定 ● 電話リレーサービスの制度化 など ※令和２年12月施行
令和３年６月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ● 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和６年４月施行
令和４年５月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行 ● 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和４年６月	「児童福祉法」改正（改正児童福祉法） ● 障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 など ※令和６年４月一部施行
令和４年８月	国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査
令和４年12月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ● 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和６年４月一部施行
令和７年６月	「災害対策基本法」等改正 ● 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進 など
令和７年12月	「高次脳機能障害者支援法」制定 ● 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進など
令和８年３月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正 ●「住宅セーフティネット法」に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和、居住支援協議会等との連携 ● 障がい者等に対する虐待の防止、意思決定支援の一層の推進 ●「地域共生社会」の実現に向けた一層の取組の推進 など

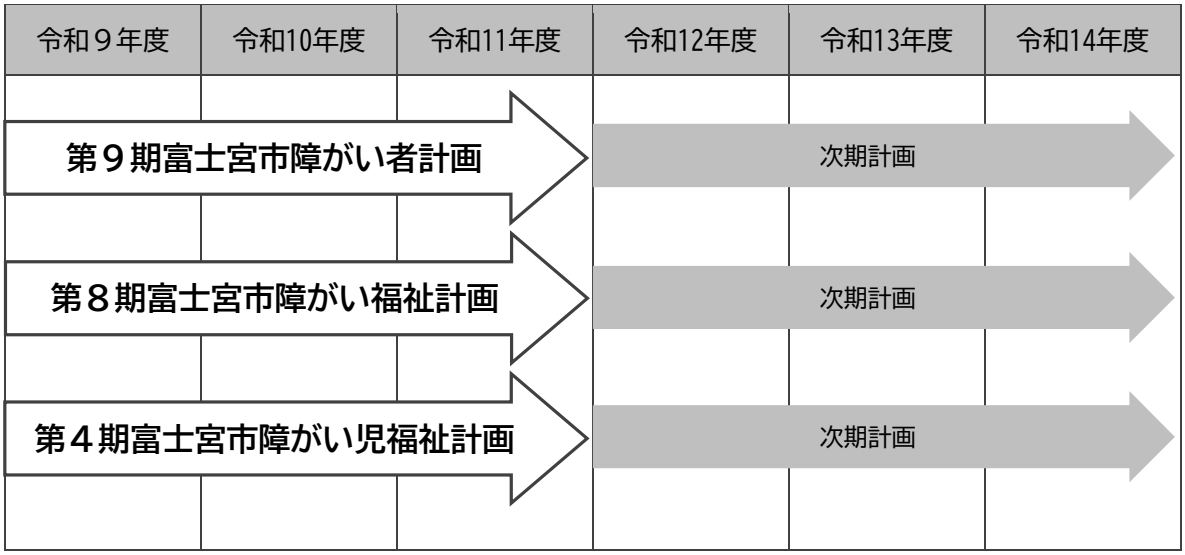
4　計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和11年度までの３年間とします。

また、障害福祉サービス等の見直しや目標値の設定を行う『第８期富士宮市障がい福祉計画』及び『第４期富士宮市障がい児福祉計画』の計画期間についても、令和９年度から令和11年度までの３年間とします。

なお、計画を実施していく過程において、社会情勢や障害福祉を取り巻く環境の変化、関係法令の改正等により、新たな施策への取組や計画の見直しが必要となった場合には、必要に応じて柔軟な見直しを実施することとします。

計画期間



5　計画の対象

本計画は、市内に在住する全ての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病その他心身の機能の障がいがある人）及びその家族、並びに支援に携わる関係者を対象とします。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者だけでなく、手帳を所持していない場合であっても、障がいや疾患により日常生活や社会生活において制限を受けている全ての人を対象とし、必要な支援や環境整備を総合的に推進していきます。

6　障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本指針

『第８期富士宮市障がい福祉計画』及び『第４期富士宮市障がい児福祉計画』は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国が定める「基本指針」に即して策定しています。この基本指針では、障がいのある人の尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、以下の基本的な方向性が示されています。

【国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正後の概要（令和８年３月31日告示）】

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等
④ 障害児支援の提供体制の整備等
⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

本市においては、この国の基本指針を勘案するとともに、本市における各種サービスの利用実績や今後の需要見込みを精査し、地域の実情に応じた具体的な目標値と必要となるサービス見込量を設定し、計画的な基盤整備を進めてまいります。

第２章　本市における動向

１　総人口の推移

（１）人口の推移と人口構成

富士宮市の総人口は、緩やかな減少を続けていますが、65歳以上の人口は増え続けており、高齢化率は３人に１人が高齢者である状況です。

静岡県の高齢化率と比較すると、同程度で推移していますが、全国の高齢化率と比較すると高くなっています。

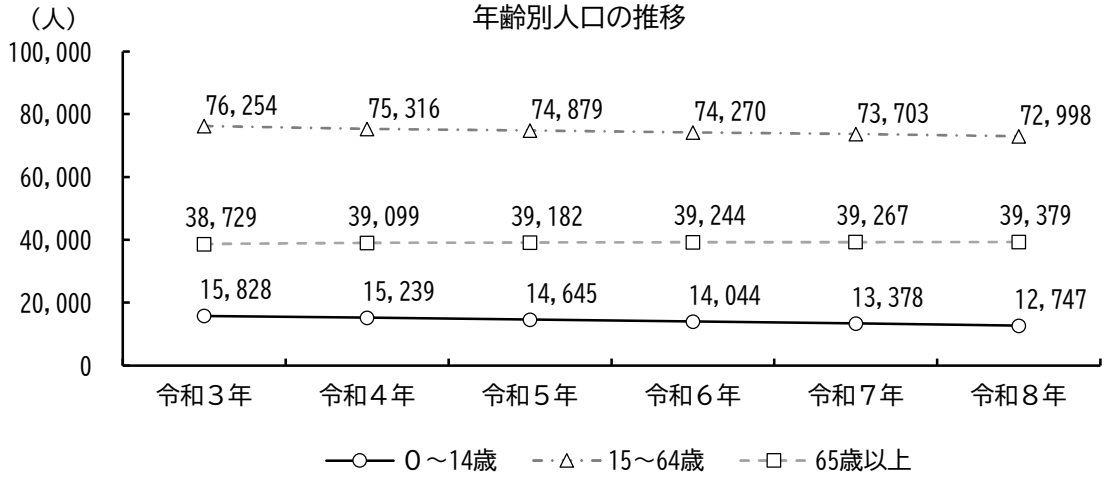
人口構造の推移

単位：人、％

区　分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
総 人 口	130,811	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
年少人口（０～14歳）	15,828	15,239	14,645	14,044	13,378	12,747
生産年齢人口（15～64歳）	76,254	75,316	74,879	74,270	73,703	72,998
老齢人口（65歳以上）	38,729	39,099	39,182	39,244	39,267	39,379
高齢化率	29.6	30.2	30.4	30.8	31.1	31.5
高齢化率（県）	29.8	30.1	30.4	30.6	30.9	31.1
高齢化率（国）	28.2	28.5	28.6	28.8	28.9	29.0

資料：住民基本台帳（４月１日現在）、（静岡県、全国）住民基本台帳（１月１日現在）

年齢別人口の推移

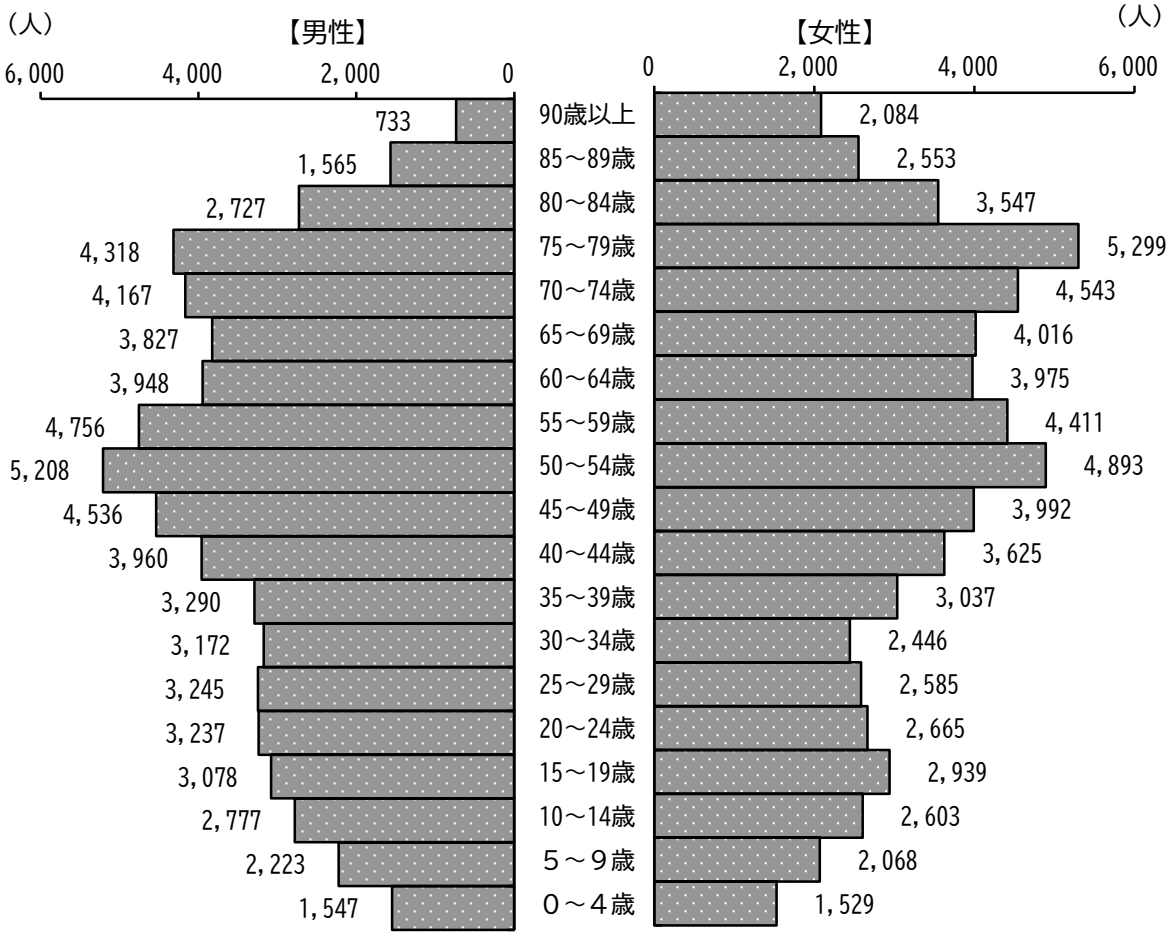


資料：住民基本台帳（４月１日現在）

令和８年の５歳階級別の人口構成を見ると、最も多いのが50歳から54歳までの世代で、次に多いのが75歳から79歳までの、いわゆる団塊の世代となっています。

０歳から14歳までのこども世代の人口には、大きな膨らみが見られないため、高齢化率の上昇は今後も続くと思われます。

５歳階級別の人口構成（令和８年４月１日）



資料：住民基本台帳（令和８年４月１日現在）

2　障がいのある人の数等の推移

（１）身体障がい者の状況

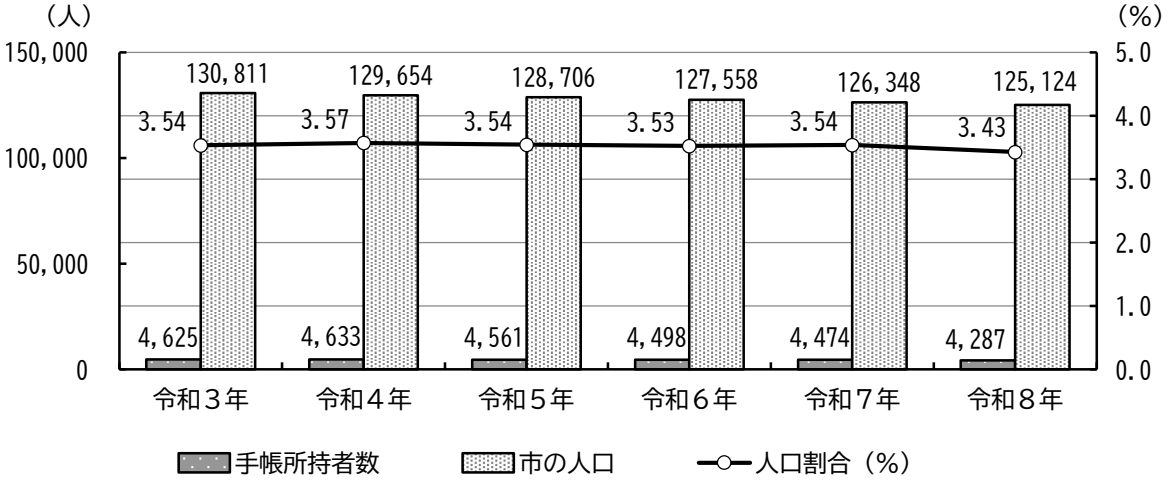
①　身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在4,287人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

身体障害者手帳の所持者数

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
手帳所持者数	4,625	4,633	4,561	4,498	4,474	4,287
市の人口	130,811	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
人口割合(%)	3.54	3.57	3.54	3.53	3.54	3.43



※　重複所持者を含む
資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

②　身体障害者手帳の等級及び種別

主たる障がいの種別では、肢体不自由が2,003人（47%）で最も多く、次に内部障がいが1,451人（34%）、聴覚・平衡障がいが455人（11%）、視覚障がいが320人（８%）、音声・言語障がいが58人（1%）の順となっています。障がいの等級では、１級が1,576人（37%）で最も多く、次に４級が1,007人（24%）、２級が626人（15%）、３級が584人（14%）、５級が251人（６%）、６級が243人（６%）の順となっており、重度の障がい者（１・２級）は、全体の51%を占めています。

身体障害者手帳の等級及び種別

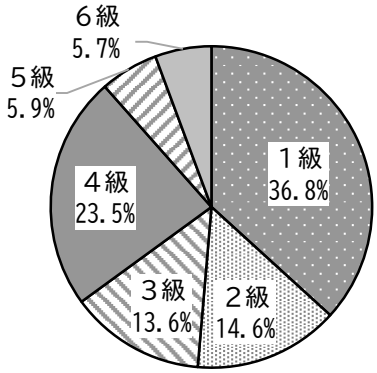
単位：人

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
１級	98	5	3	507	963	1,576
２級	104	78	3	433	8	626
３級	20	43	32	302	187	584
４級	27	194	20	473	293	1,007
５級	65	3	－	183	－	251
６級	6	132	－	105	－	243
合計	320	455	58	2,003	1,451	4,287

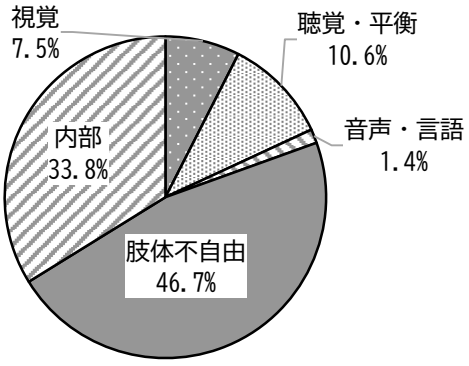
※　７級単独の手帳交付はなされないため、区分は６級までとした。

資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

等級



種別



（２）知的障がい者の状況

①　療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在1,405人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

療育手帳の所持者数

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
手帳所持者数	1,213	1,251	1,282	1,327	1,363	1,405
市の人口	130,811	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
人口割合(%)	0.93	0.96	1.00	1.04	1.08	1.12

資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

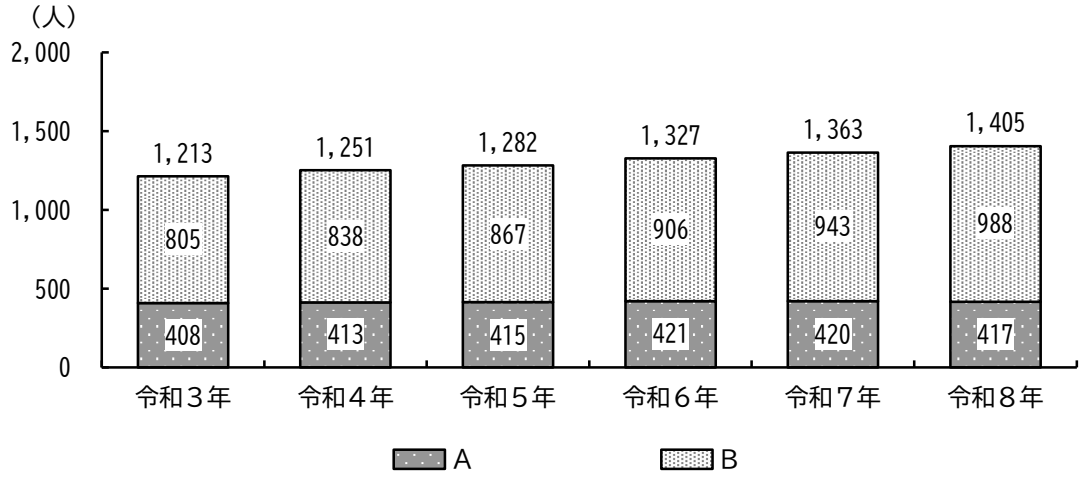
②　療育手帳の等級

令和８年４月１日現在、重度・最重度（Ａ判定）が417人（30%）、軽度・中度（Ｂ判定）が988人（70%）です。

療育手帳の等級

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
A	408	413	415	421	420	417
B	805	838	867	906	943	988
合計	1,213	1,251	1,282	1,327	1,363	1,405



資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

（３）精神障がい者の状況

①　精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和８年４月１日現在1,118人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
手帳所持者数	755	818	879	919	1,035	1,118
市の人口	130,811	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
人口割合(%)	0.58	0.63	0.68	0.72	0.82	0.89

資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

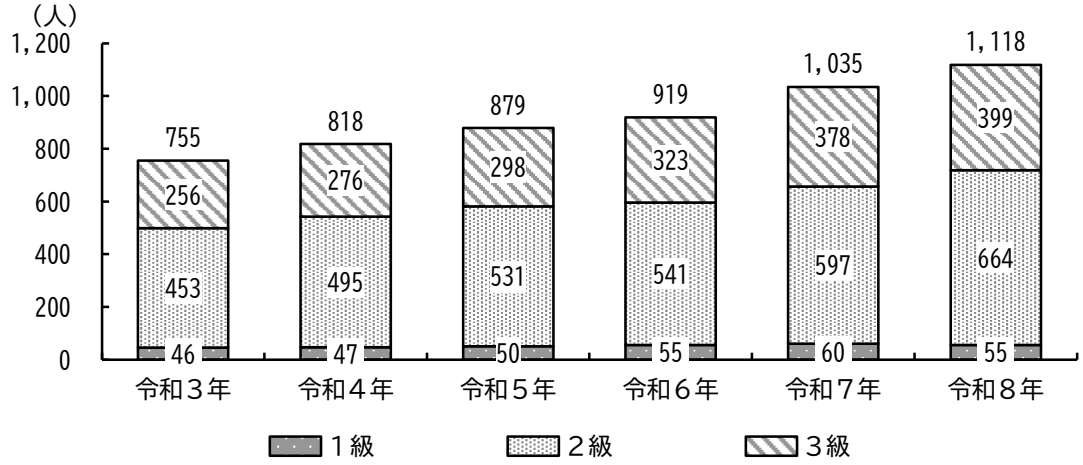
②　精神障害者保健福祉手帳の等級

令和８年４月１日現在、１級が55人（5%）、２級が664人（59%）、３級が399人（36%）です。

精神障害者保健福祉手帳の等級

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１級	46	47	50	55	60	55
２級	453	495	531	541	597	664
３級	256	276	298	323	378	399
合計	755	818	879	919	1,035	1,118



資料：障がい療育支援課（各年４月１日現在）

3　アンケート調査結果からみる現状

（1）調査の概要

①　調査の目的

第９期富士宮市障がい者計画等の策定にあたり、障がいのある人への理解や関わりの状況、福祉に関する意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

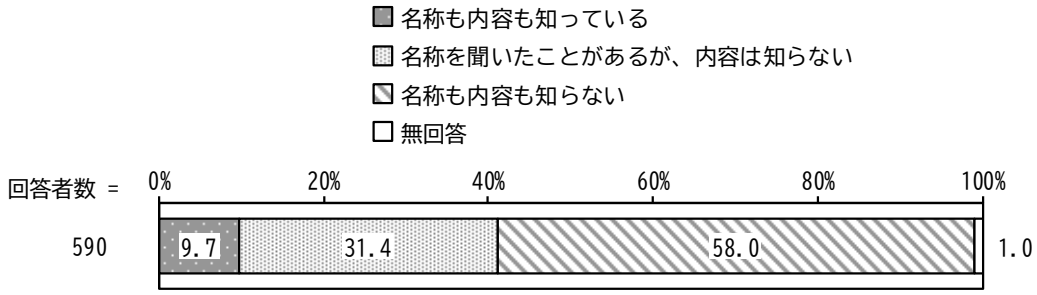
②　調査の概要

	市民アンケート	当事者アンケート	
		18歳以上	18歳未満
調査対象	市内在住の障害者手帳を持たない18歳以上の市民	18歳以上の障害者手帳所持者	18歳未満の障害者手帳所持者
調査期間	令和７年12月17日～令和８年１月13日		
調査方法	郵送配布・郵送回収及びＷＥＢ回答		
配布数	1,000件	850件	150件
回収数	590件	512件	83件
回収率	59.0%	60.2%	55.3%

（2）市民アンケート調査の結果

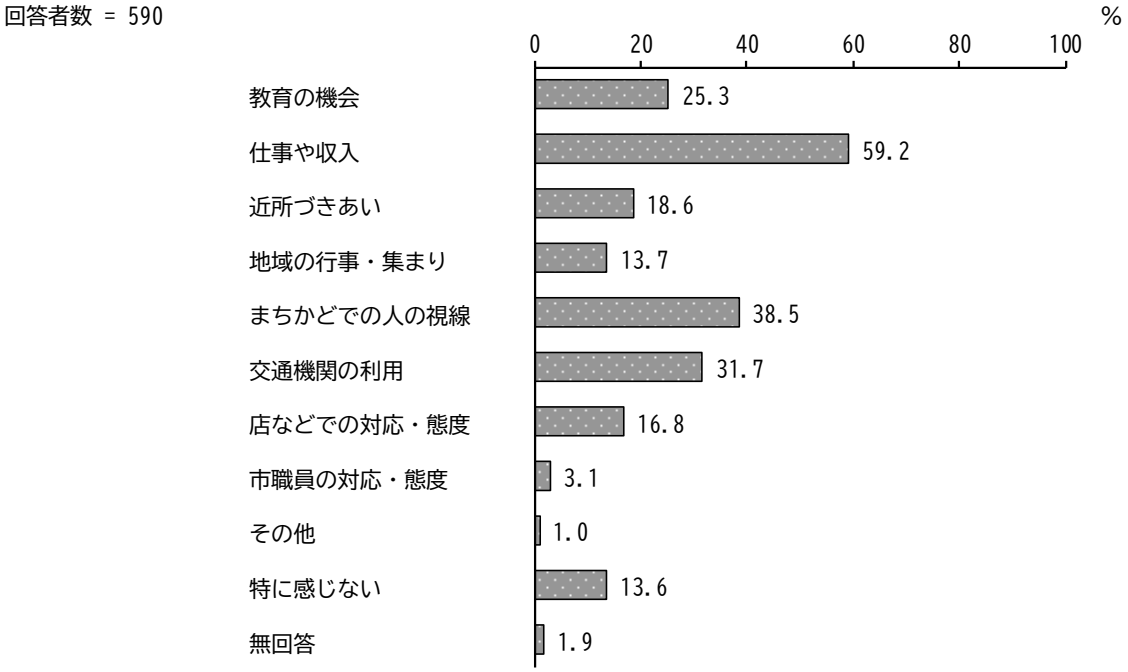
①　「障害者差別解消法」の認知度

「名称も内容も知っている」の割合が9.7%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が31.4%、「名称も内容も知らない」の割合が58.0%となっています。



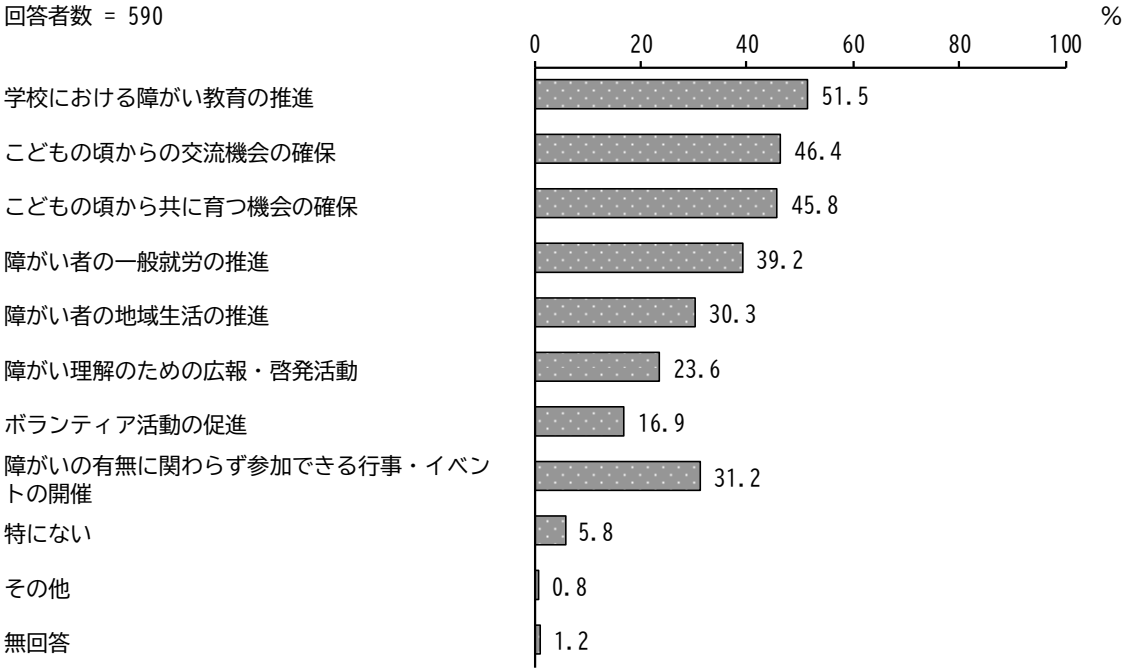
②　障がいのある人に対して差別や偏見があると感じる面

「仕事や収入」の割合が59.2%と最も高く、次いで「まちかどでの人の視線」の割合が38.5%、「交通機関の利用」の割合が31.7%となっています。



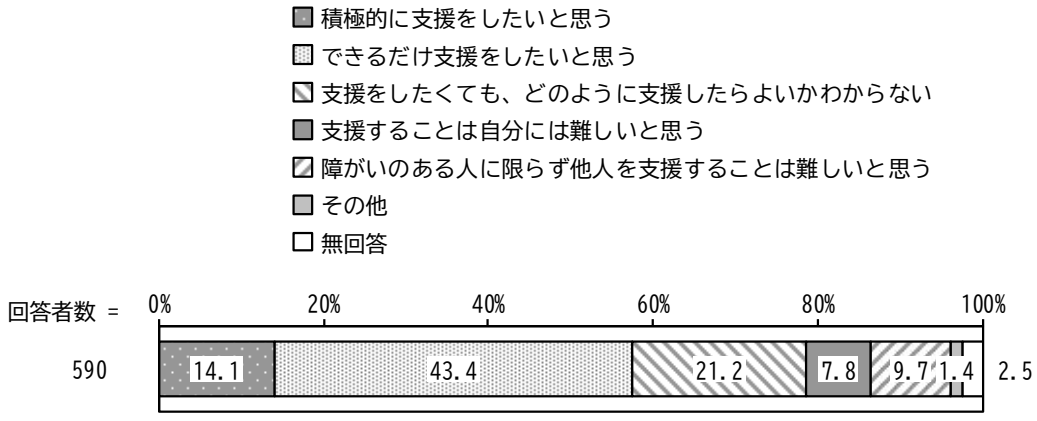
③　障がいや障がいのある人への理解が深まるために必要だと思う取り組み

「学校における障がい教育の推進」の割合が51.5%と最も高く、次いで「こどもの頃からの交流機会の確保」の割合が46.4%、「こどもの頃から共に育つ機会の確保」の割合が45.8%となっています。



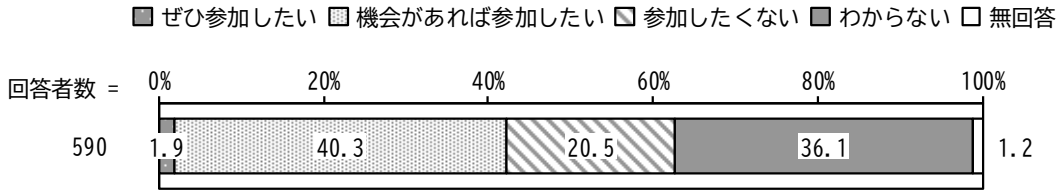
④　災害が起きた際の障がいのある人への支援について

「できるだけ支援をしたいと思う」の割合が43.4%と最も高く、次いで「支援をしたくても、どのように支援したらよいかわからない」の割合が21.2%、「積極的に支援をしたいと思う」の割合が14.1%となっています。



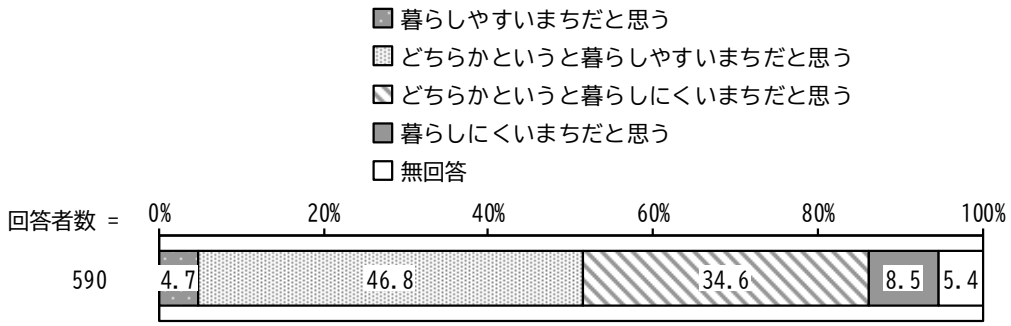
⑤　今後、障がいのある人の生活を支援する福祉関係のボランティア活動に参加したいと思うか

「ぜひ参加したい」の割合が1.9%、「機会があれば参加したい」の割合が40.3%、「参加したくない」の割合が20.5%となっています。



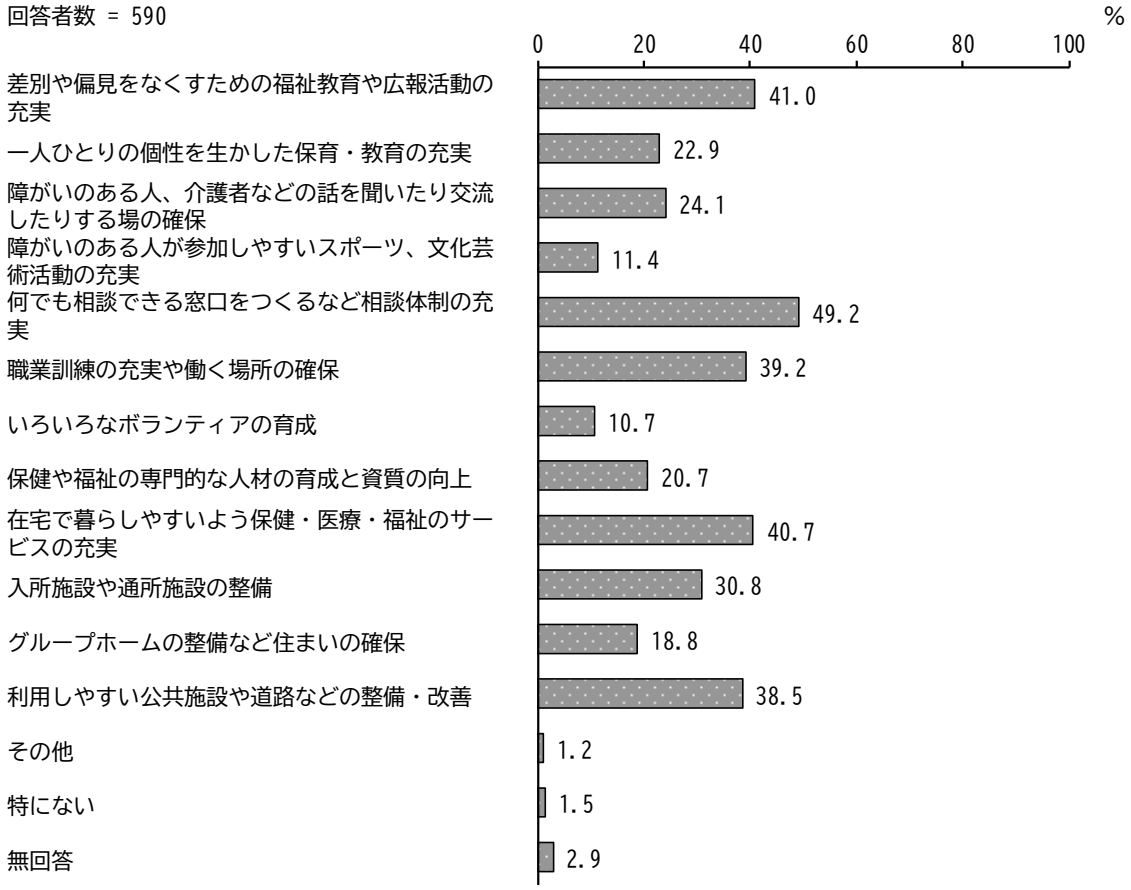
⑥　障がいのある人にとって、富士宮市は暮らしやすいまちだと思うか

「暮らしやすいまちだと思う」「どちらかというと暮らしやすいまちだと思う」を合わせた“暮らしやすい”の割合が51.5%、「どちらかというと暮らしにくいまちだと思う」「暮らしにくいまちだと思う」を合わせた“暮らしにくい”の割合が43.1%となっています。



⑦　障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、特に必要なこと

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が49.2%と最も高く、次いで「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」の割合が41.0%、「在宅で暮らしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が40.7%となっています。

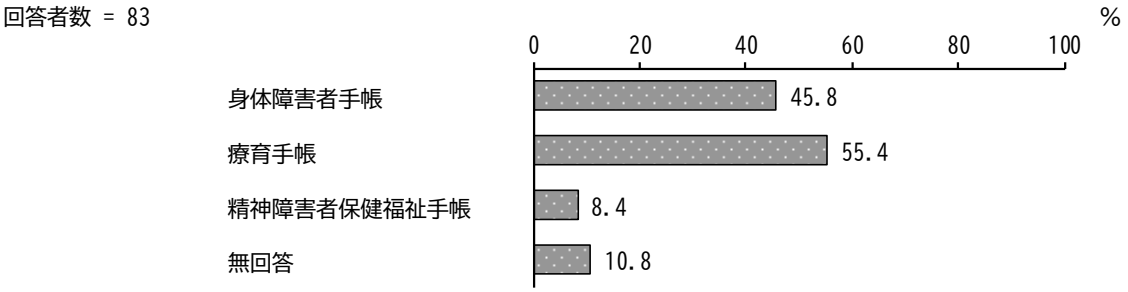


（３）当事者アンケート調査の結果

①　手帳の種類

（18歳未満）

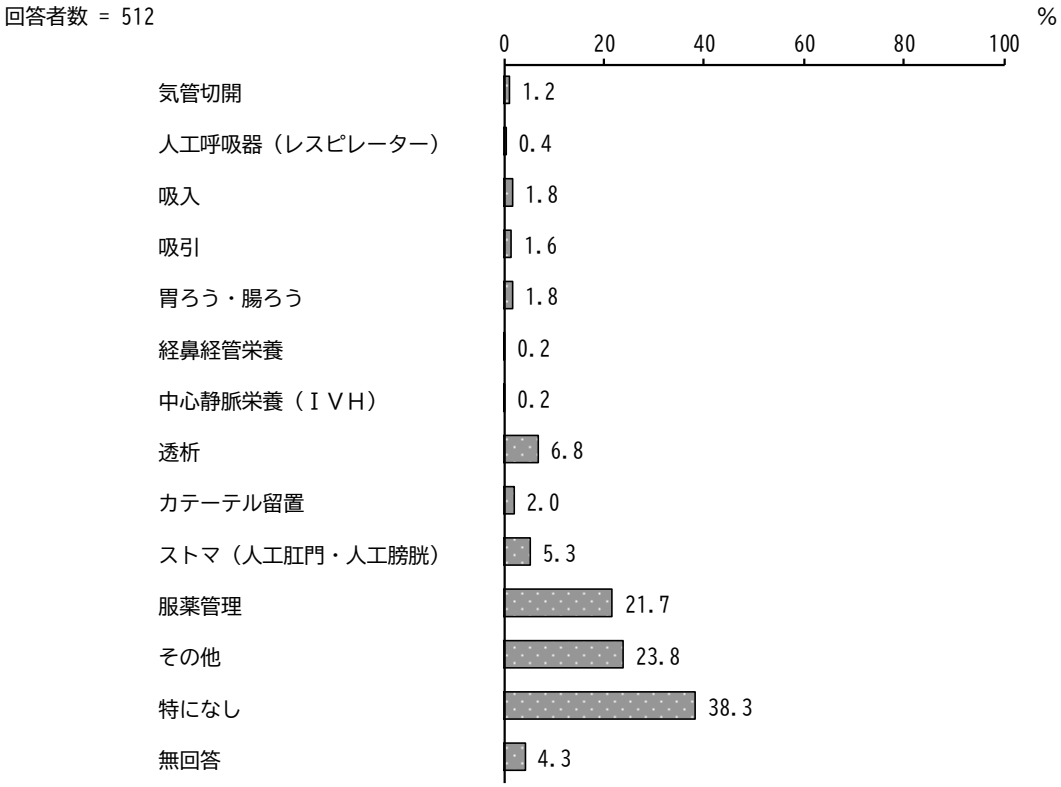
「身体障害者手帳」の割合が45.8%、「療育手帳」の割合が55.4%、「精神障害者保健福祉手帳」の割合が8.4%となっています。



②　現在受けている医療ケア

（18歳以上）

「服薬管理」の割合が21.7%と最も高くなっています。



【障がい種別】

障がい種別にみると、精神障がいで「服薬管理」の割合が高くなっています。

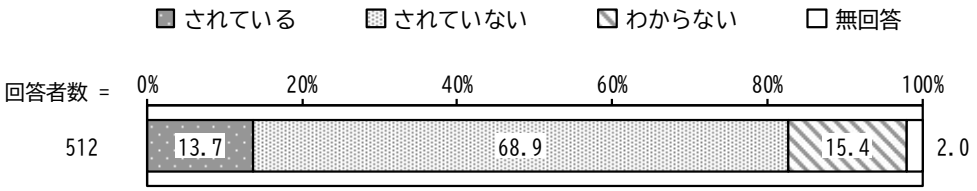
単位：%

区分	回答者数（件）	気管切開	人工呼吸器（レスピレーター）	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養	中心静脈栄養（IVH）	透析	カテーテル留置	ストマ（人工肛門・人工膀胱）	服薬管理	その他	特になし	無回答
全　体	512	1.2	0.4	1.8	1.6	1.8	0.2	0.2	6.8	2.0	5.3	21.7	23.8	38.3	4.3
身体障がい	376	1.6	0.5	1.6	1.9	1.9	0.0	0.3	9.0	2.7	7.2	19.4	26.3	34.3	3.2
知的障がい	89	1.1	0.0	3.4	2.2	3.4	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	22.5	11.2	61.8	3.4
精神障がい	76	0.0	0.0	1.3	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	38.2	26.3	32.9	6.6

③　難病に認定されているか

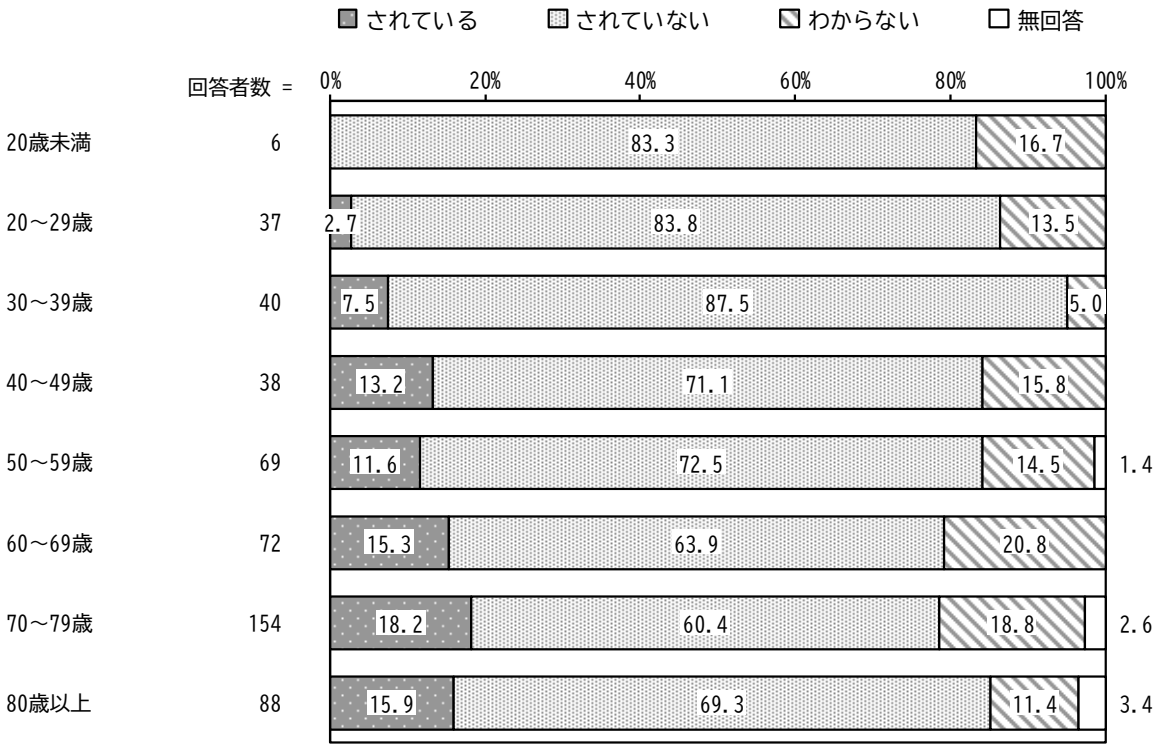
（18歳以上）

「されている」の割合が13.7%、「されていない」の割合が68.9%となっています。



【年齢別】

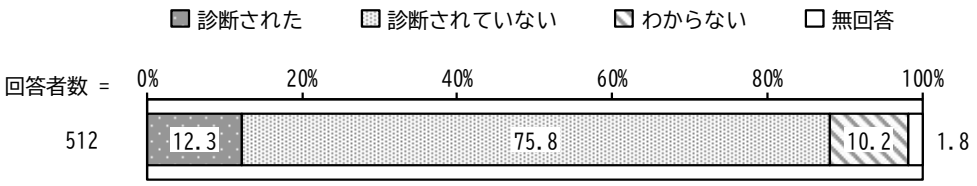
年齢別にみると、20歳未満から70～79歳まで年齢が上がるほど「されている」の割合が高い傾向にあります。



④　医師から発達障がいと診断されたことの有無

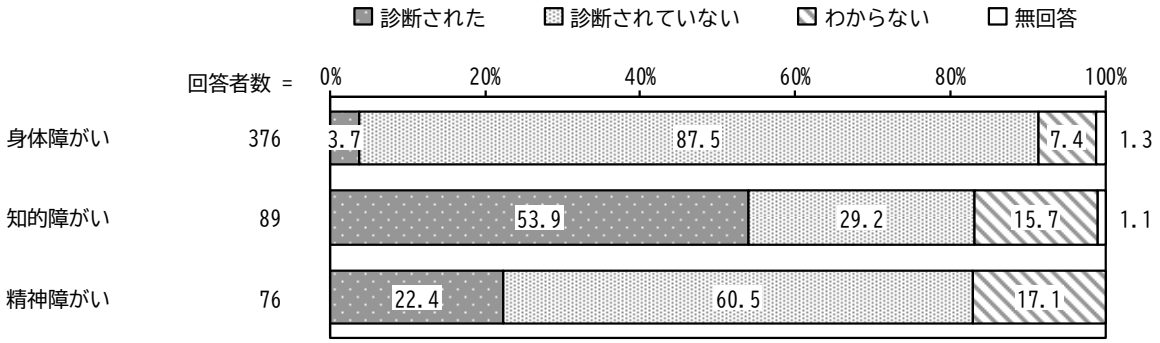
（18歳以上）

「診断された」の割合が12.3%、「診断されていない」の割合が75.8%となっています。



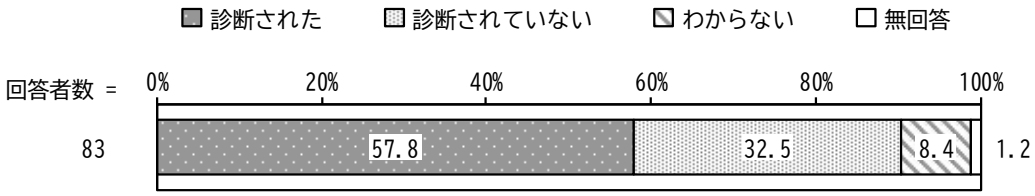
【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいで「診断された」、身体障がいで「診断されていない」の割合が高くなっています。



（18歳未満）

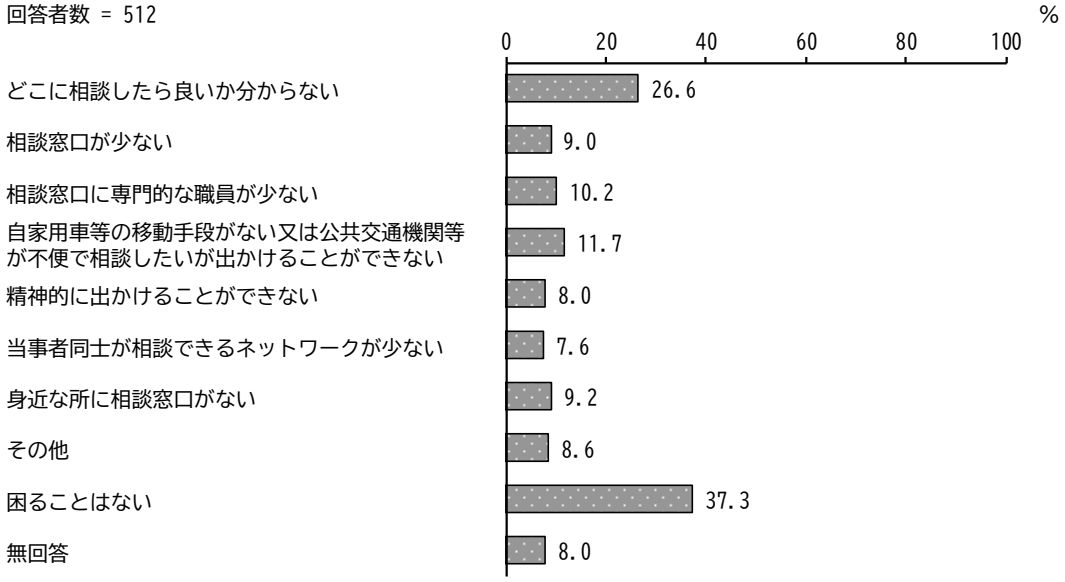
「診断された」の割合が57.8%、「診断されていない」の割合が32.5%となっています。



⑤　障がいに関する相談で、過去に困った経験や現在困っていること

（18歳以上）

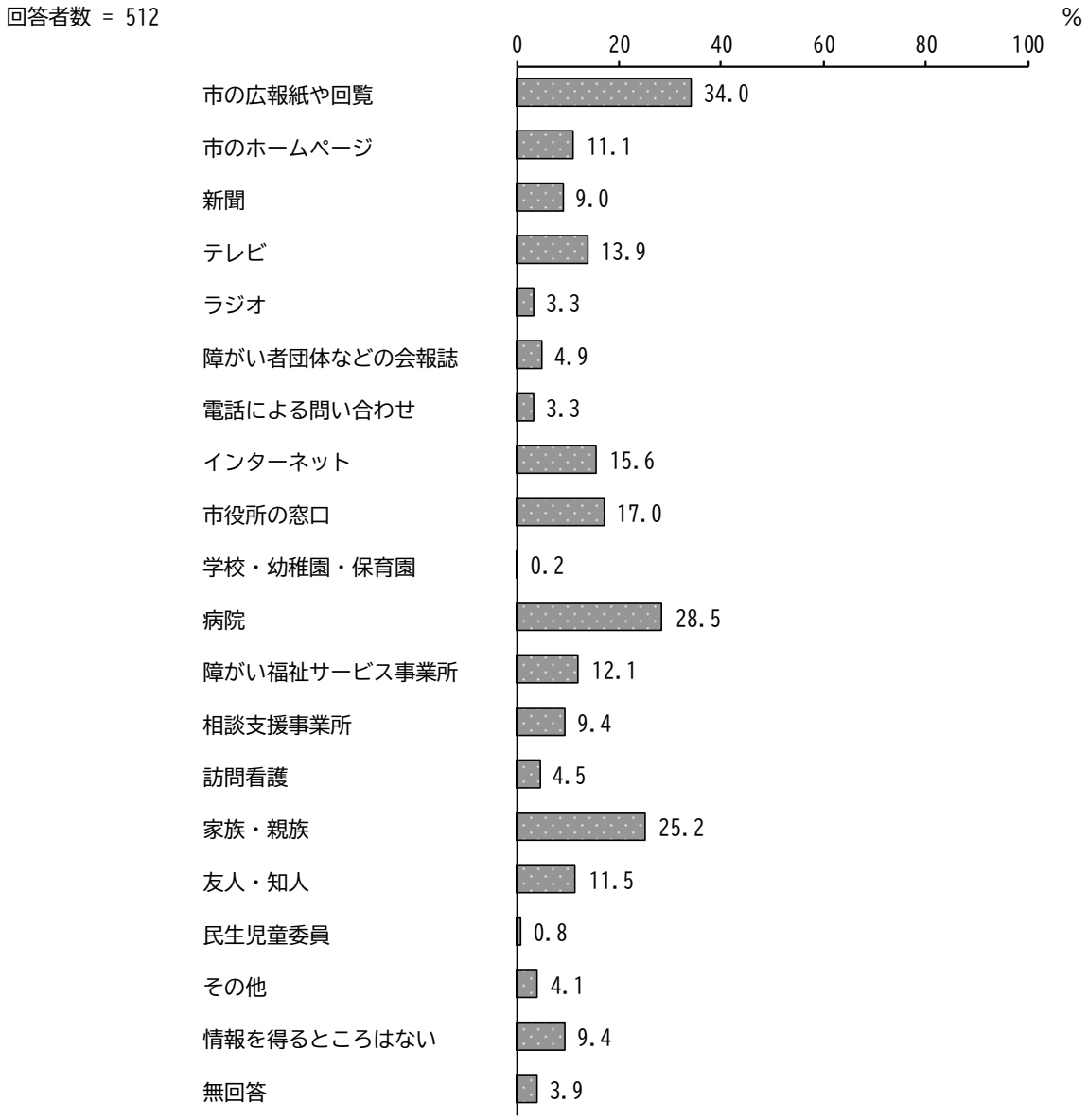
「どこに相談したら良いか分からない」の割合が26.6%と最も高く、次いで「自家用車等の移動手段がない又は公共交通機関等が不便で相談したいが出かけることができない」の割合が11.7%、「相談窓口に専門的な職員が少ない」の割合が10.2%となっています。



⑥　障がい福祉に関する情報をどこから得ているか

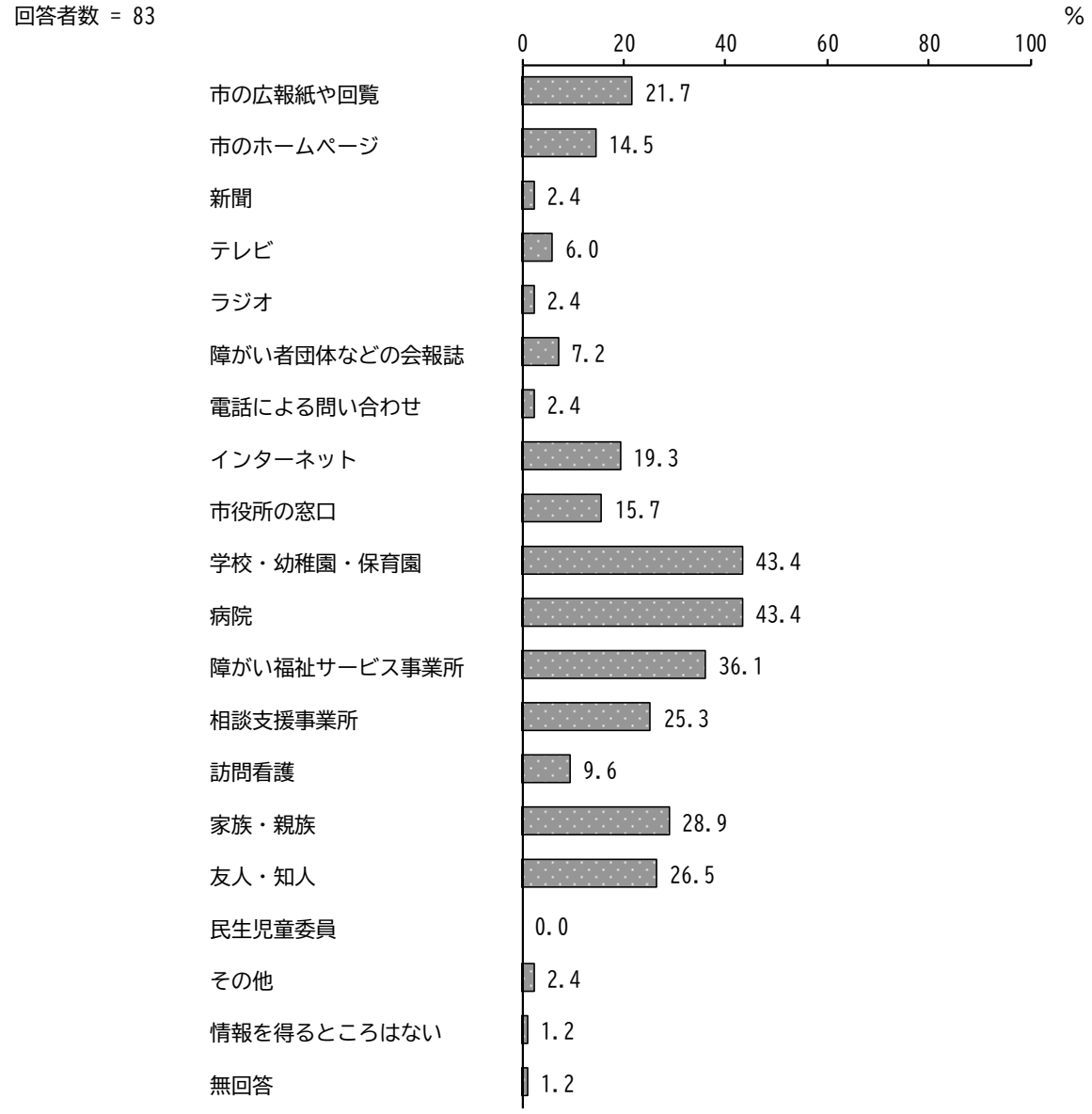
（18歳以上）

「市の広報紙や回覧」の割合が34.0%と最も高く、次いで「病院」の割合が28.5%、「家族・親族」の割合が25.2%となっています。



（18歳未満）

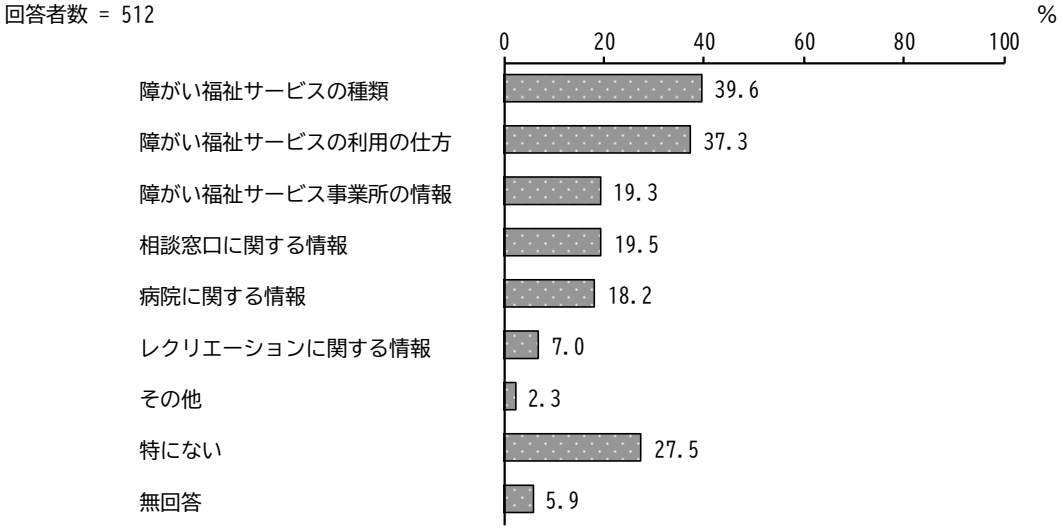
「学校・幼稚園・保育園」と「病院」の割合が、いずれも43.4%と最も高く、次いで「障がい福祉サービス事業所」の割合が36.1%となっています。



⑦　障がい福祉に関することで知りたい情報

（18歳以上）

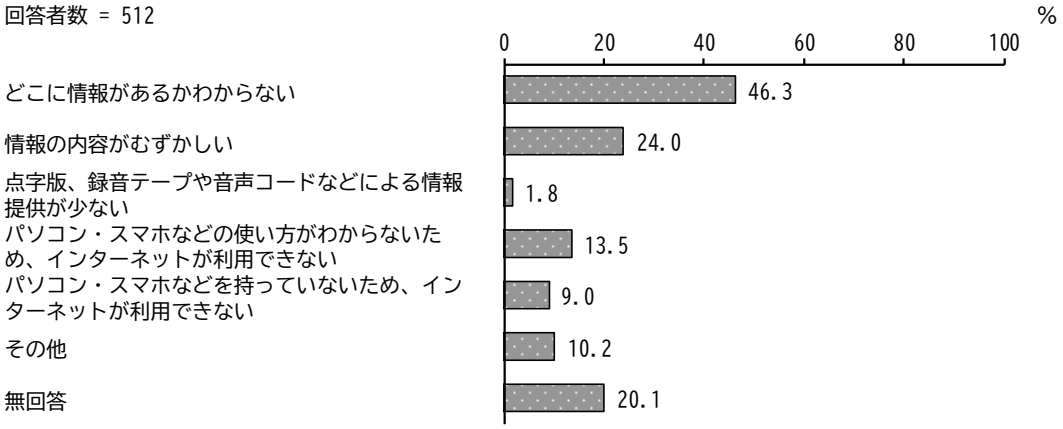
「障がい福祉サービスの種類」の割合が39.6%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスの利用の仕方」の割合が37.3%、「相談窓口に関する情報」の割合が19.5%となっています。



⑧　福祉に関する情報の入手について困っていること

（18歳以上）

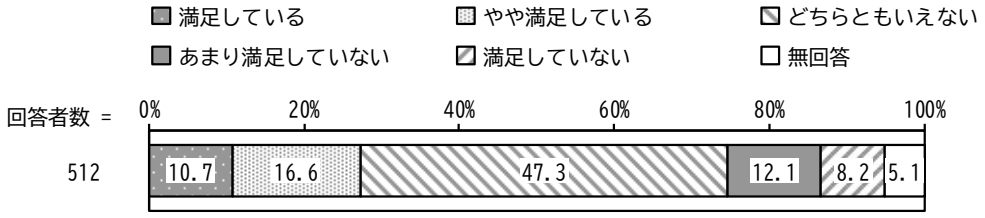
「どこに情報があるかわからない」の割合が46.3%と最も高く、次いで「情報の内容がむずかしい」の割合が24.0%、「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」の割合が13.5%となっています。



⑨　障がいに関する相談や福祉に関する情報の提供について満足しているか

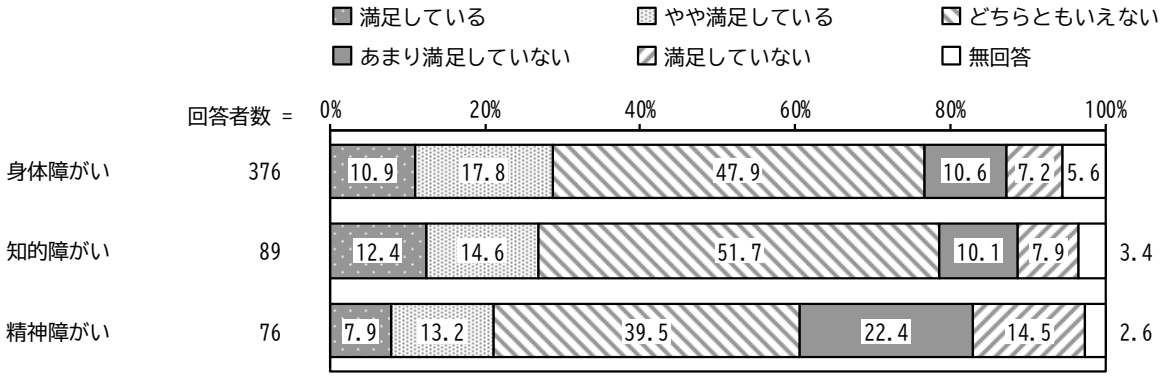
（18歳以上）

「満足している」「やや満足している」を合わせた“満足している”の割合が27.3%、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせた“満足していない”の割合が20.3%となっています。



【障がい種別】

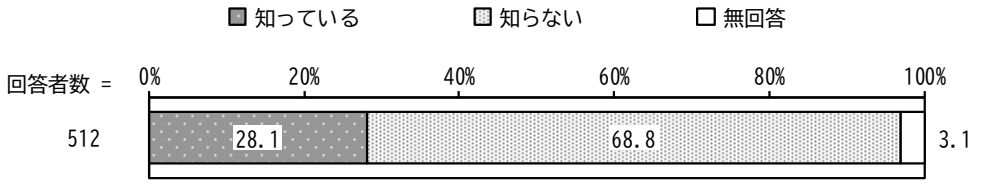
障がい種別にみると、精神障がいで“満足していない”の割合が高くなっています。



⑩　「富士宮市社会福祉協議会指定相談支援事業所」の認知状況

（18歳以上）

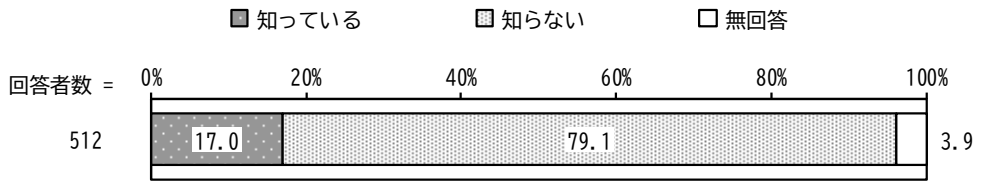
「知っている」の割合が28.1%、「知らない」の割合が68.8%となっています。



⑪　「障がい者福祉センター小泉」の認知状況

（18歳以上）

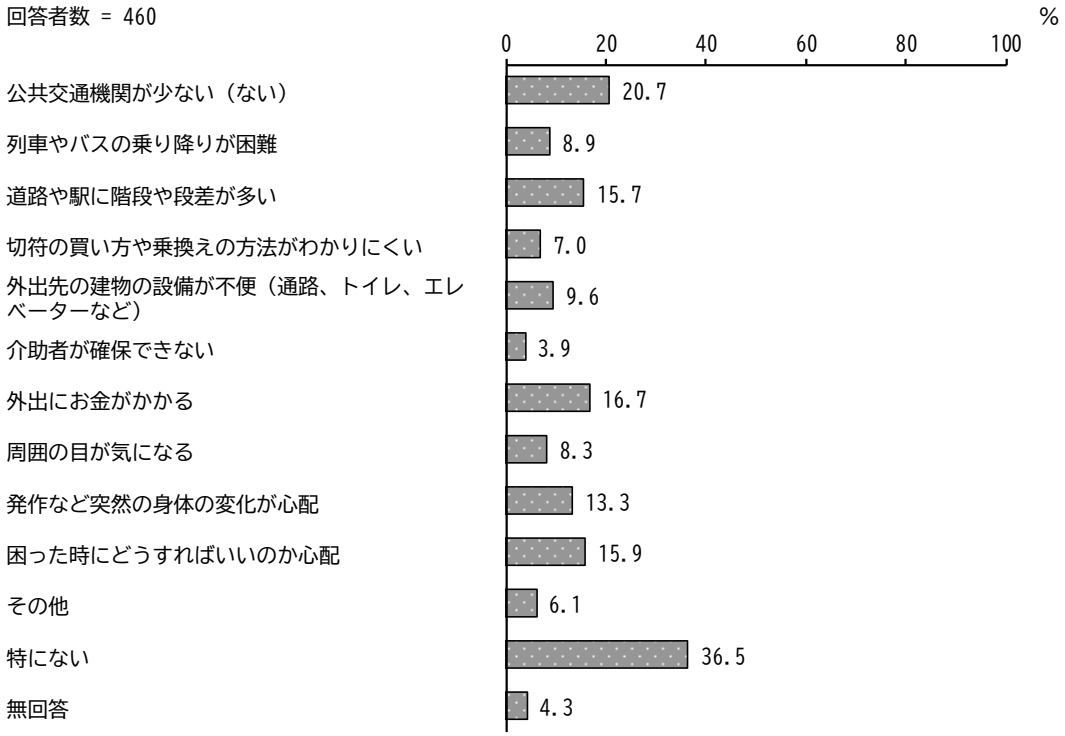
「知っている」の割合が17.0%、「知らない」の割合が79.1%となっています。



⑫　外出する時に困ること

（18歳以上）

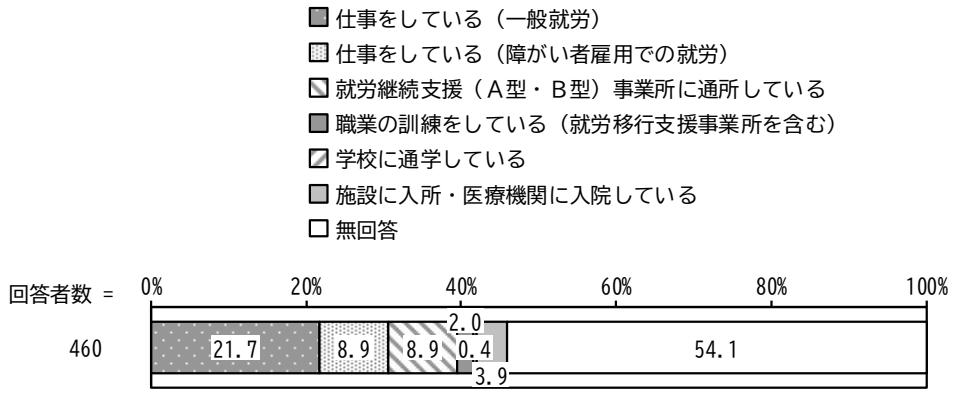
「公共交通機関が少ない（ない)」の割合が20.7%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」の割合が16.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が15.9%となっています。



⑬　就労または就学をしているか

（18歳以上）

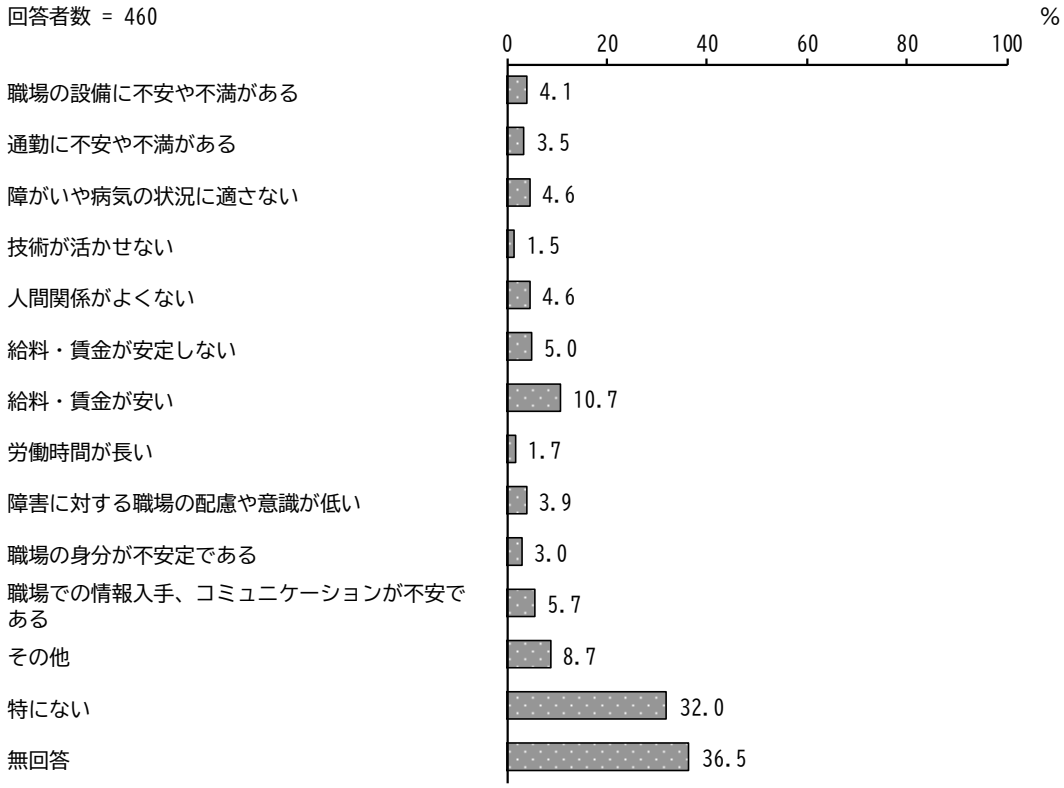
「仕事をしている（一般就労）」の割合が21.7%と最も高くなっています。



⑭　現在の仕事や作業についての不安や不満

（18歳以上）

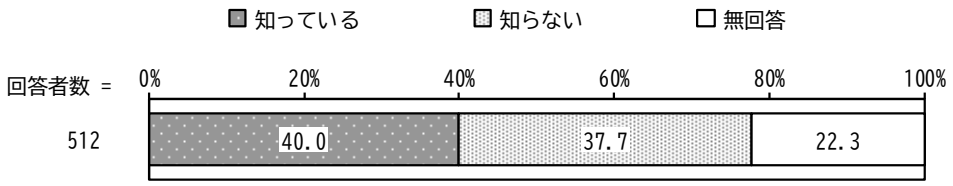
「給料・賃金が安い」の割合が10.7%と最も高くなっています。



⑮　「成年後見制度」の認知状況

（18歳以上）

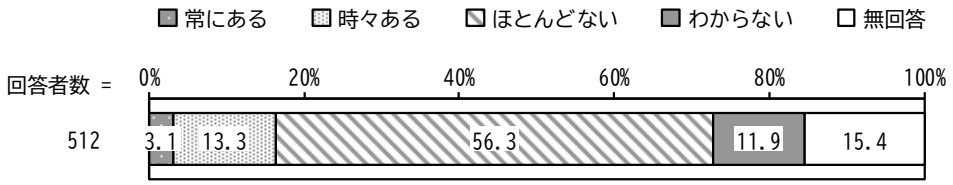
「知っている」の割合が40.0%、「知らない」の割合が37.7%となっています。



⑯　障がいがあることで差別を受けたり、虐待を受けたり、嫌な思いをしたと感じたことはあるか

（18歳以上）

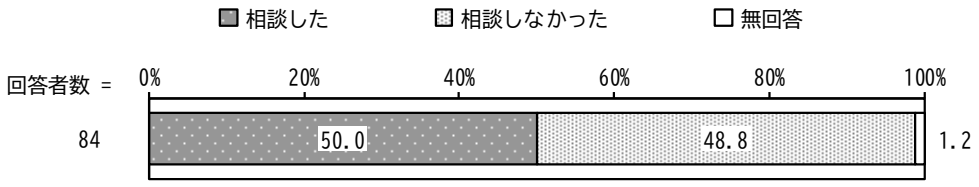
「常にある」の割合が3.1%、「時々ある」の割合が13.3%、「ほとんどない」の割合が56.3%となっています。



⑰　差別や虐待を受けたり嫌な思いをした際、誰かに相談したか

（18歳以上）

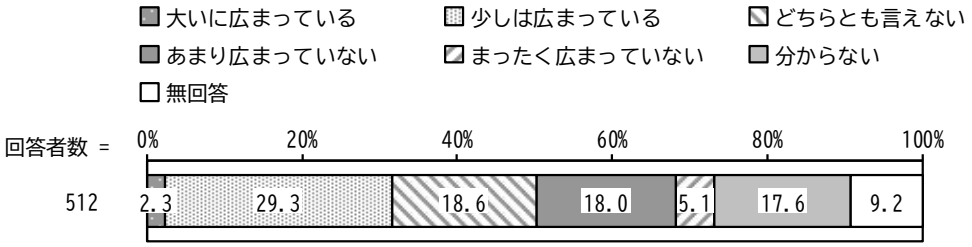
「相談した」の割合が50.0%、「相談しなかった」の割合が48.8%となっています。



⑱　障がい者への社会の理解は広まっていると思うか

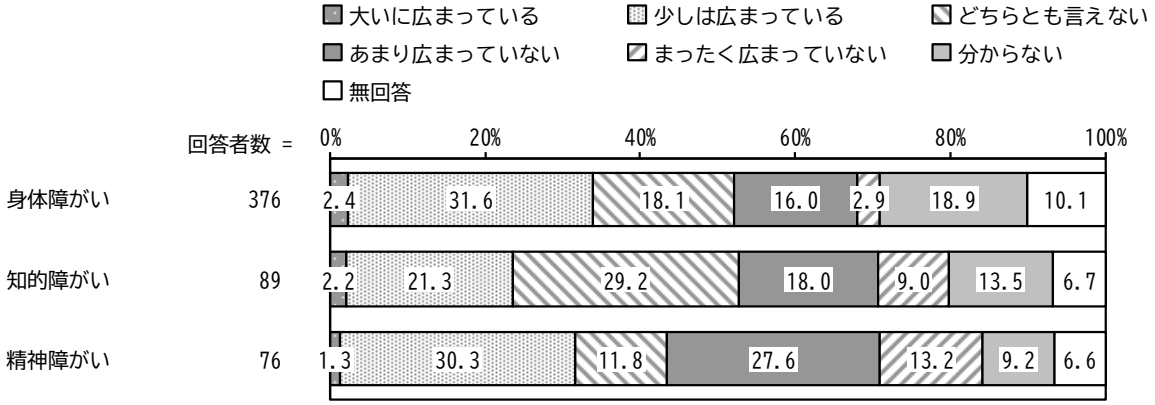
（18歳以上）

「大いに広まっている」「少しは広まっている」を合わせた“広まっている”の割合が31.6%、「あまり広まっていない」「まったく広まっていない」を合わせた“広まっていない”の割合が23.1%となっています。



【障がい種別】

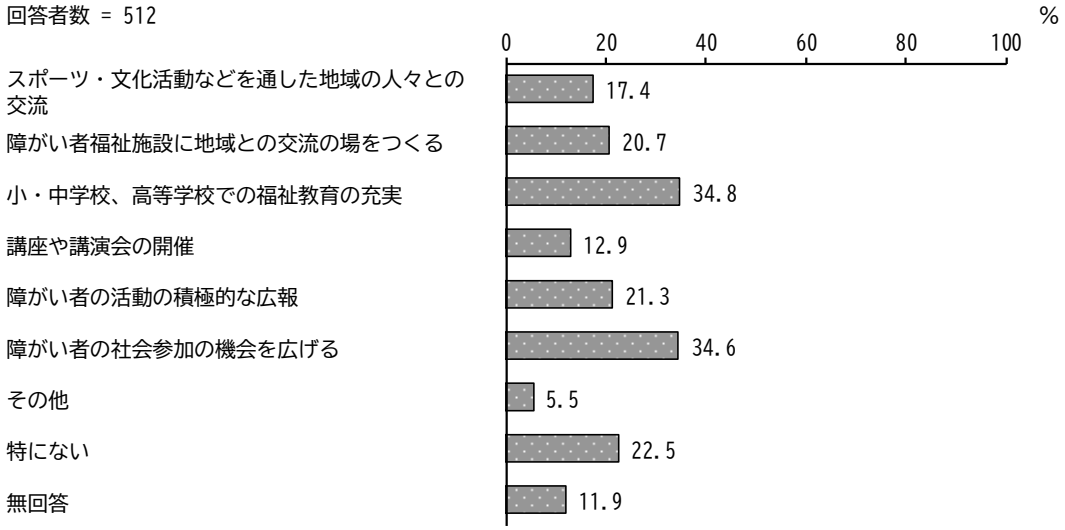
障がい種別にみると、精神障がいで“広まっていない”の割合が高くなっています。



⑲　障がい者への理解を広めるために、社会全体が力を入れるべきこと

（18歳以上）

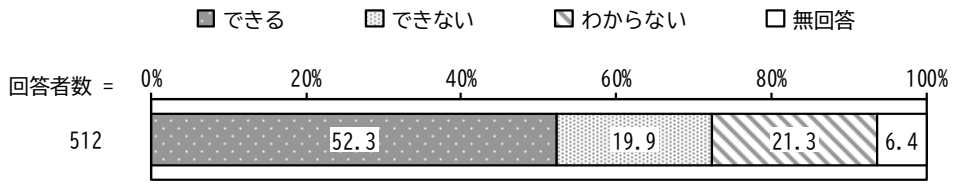
「小・中学校、高等学校での福祉教育の充実」の割合が34.8%と最も高く、次いで「障がい者の社会参加の機会を広げる」の割合が34.6%、「障がい者の活動の積極的な広報」の割合が21.3%となっています。



⑳　豪雨や地震等の災害時に家族だけで、または一人暮らしの方は一人で避難できるか

（18歳以上）

「できる」の割合が52.3%、「できない」の割合が19.9%となっています。



第３章　基本的方向

１　基本理念

この計画は、『リハビリテーション』・『ノーマライゼーション』の理念と、富士宮市地域福祉推進計画の基本理念である「世代をつなぎ　未来へつなぐ　安心して暮らせる福祉のまち」の下、障がいのある人もない人も当たり前に生活できる地域社会の実現を目的に、保健・医療・福祉・教育・労働部門などにおける「民・産・学・官」の協働により、人権尊重の視点に立った施策を推進するものです。

障がい者の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図りつつ、障がい者が、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域でいきいきと生活できる共生社会をつくることを基本理念と定めます。

２　基本目標

本計画は、次に掲げる１から９までを基本目標とします。

（１）障がいへの理解・差別の解消

誰もが、相互に人格と個性を尊重し、地域で共に支え合う福祉のまちづくりを実現するためには、地域住民一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要です。市民の障害者差別解消法に対する認知度が十分に広がっていない現状を踏まえ、障がいへの理解促進や共生社会の理念普及の取組を一層推進します。

また、こどもの頃からの交流機会を確保していく体制整備としてインクルーシブ教育システムを構築するとともに、法改正を踏まえた合理的配慮の提供を推進し、障がいへの理解を深める取組を強化します。

（２）権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。虐待や差別を受けた際に誰にも相談しない当事者が存在する現状を踏まえ、通報への適切な対応や従事者への研修を徹底し、権利擁護と虐待防止に努めます。

また、本人の自己決定と権利を地域全体で尊重していく仕組みづくりのため、成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、専門職等への研修を通じた意思決定支援の質を向上させ、障がい者の権利や意思を尊重していく社会を実現します。

（３）生活支援の充実

個人の多様なニーズに対応し、障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには、生活支援体制の整備やサービス基盤の充実を計画的に推進することが必要です。相談窓口の周知を図り、基幹相談支援センター等を中核とした包括的な支援体制を確立して、誰もが専門的なサポートを受けられる相談支援の充実や精神障がい者の地域定着を進めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、多様なニーズを支える安定したサービスの基盤整備として、高齢者の支援窓口である各生活圏域に設置された地域包括支援センターとの連携を図れる体制構築として、同一敷地内に相談支援員の配置を目指すとともに、福祉人材の確保と生産性の向上に取り組み、サービスの質の向上と安定的な生活支援体制の確立を目指します。

（４）社会参加の促進

社会活動への参加を促進するためには、移動支援や外出のための移動手段の確保など多様な対策が必要です。公共交通機関の不足等の課題に対応するため、移動支援の運用や交通機関の整備・拡充を進めるとともに、情報伝達機器の利活用支援や、意思疎通支援事業の充実を図ります。

また、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、社会参加の場を確保します。

（５）保健・医療の充実

障がいの早期発見・予防はもとより、医療機関・福祉事業者等が連携を密にし、各々の役割を十分果たして障がいのある人のための保健・医療環境を確保することが必要となります。服薬管理を要する方や難病認定・発達障がい、精神障がいの診断を受けている人が一定数存在する現状を踏まえ、当事者・家族への相談支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、適切な医療を受けやすくするための自立支援医療などの制度周知や難病の患者に対するきめ細かな相談体制の整備を図り、市民が地域で安心して必要な医療や福祉サービスを受けられる環境を確保します。

（６）障がい児に対する支援体制の充実

障がい児に対する支援には、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を密にし、出生から生涯を通じた一貫した支援体制を確保することが必要となります。乳幼児期からの早期発見・早期療育支援体制を確立します。

また、地域における療育支援や障がい児保育、教育施策を充実させます。

（７）就労支援の充実

障がいのある人が自立と社会参加を実現するため、市、公共職業安定所、学校、就労関係事業所、企業等の相互連携体制の充実による雇用の促進が求められています。仕事や収入面での差別・偏見、賃金の安さに対する不安の声に応えるため、一般就労を希望する方には関係機関の連携を強化し、本人の自立に向けた適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業の利用を促します。

また、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉的就労への支援として製品販売や情報提供等を行い、工賃の向上に努めます。

（８）生活環境の整備

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加するためには、交通機関や公共施設等のバリアフリー化を促進し、やさしいまちづくりを推進する必要があります。

また、災害時に自力避難が困難な当事者や支援方法に不安を持つ市民が多いことから、平常時からの要支援者情報の共有や、地域の支援関係者と福祉専門職の協力体制による個別避難計画の作成、福祉避難所の整備など、防災・安全対策を充実させます。

さらに、日常の安全を確保するため、見守り体制の強化や犯罪被害を防ぐ取組を進めます。

（９）情報提供の充実

情報は日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであることから、障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮し、入手しやすく分かりやすいものであることが必要です。「どこに情報があるかわからない」と困っている当事者の声を踏まえ、障がい者等の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、行政情報のアクセシビリティの向上や、多様なコミュニケーション手段による情報バリアフリー化を進めます。

また、市の広報紙やウェブサイト等の多様な手段を活用して効果的に周知し、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化も含め、必要な情報が的確に行き届くための情報提供の充実を図ります。

3 施策体系

基本理念	基本目標		施策の方向性	
障がい者が、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域でいきいきと生活できる共生社会をつくる	1	障がいへの理解・差別の解消	1	障がいへの理解の促進と福祉のまちづくりの推進
			2	インクルーシブ教育の推進
			3	合理的配慮の提供の推進
	2	権利擁護の推進及び虐待の防止	1	障がい者の権利や意思を尊重していく社会の実現
			2	権利擁護と虐待防止
	3	生活支援の充実	1	生活支援体制の整備・充実
			2	福祉人材の確保と生産性の向上
	4	社会参加の促進	1	外出・社会参加の促進
			2	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
	5	保健・医療の充実	1	障がいの原因となる疾病等の予防
			2	障がい者のための保健・医療環境の確保
	6	障がい児に対する支援体制の充実	1	早期発見・早期療育支援
			2	療育支援
			3	障がい児保育
			4	教育施策
	7	就労支援の充実	1	雇用の促進
	8	生活環境の整備	1	障がい者にやさしいまちづくりの推進
			2	居住環境の整備
			3	道路・公園の整備
			4	交通に係る安全対策の充実
			5	防災・安全対策の充実
	9	情報提供の充実	1	情報提供の充実
			2	障害者総合支援法に基づく難病患者への情報提供

第４章　施策の展開

基本目標１　障がいへの理解・差別の解消

施策１　障がいへの理解の促進と福祉のまちづくりの推進

誰もが、相互に人格と個性を尊重し、地域で共に支え合う福祉のまちづくりを実現するためには、地域住民一人ひとりが、障がいに対する理解を深めることが重要です。

従前から、障がい者やその家族等が中心となって組織している障がい者団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動等を実施していますが、社会参加を促進するためには、団体の活動支援のみならず、障がいに対する理解を更に深める必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
地域住民の福祉意識高揚のための仕組みづくり	障がい者と住民の交流や福祉に関する情報の共有、地域福祉活動を推進していく上での住民意識の高揚、地域福祉活動拠点整備や心のバリアフリーへの取組、保健・医療・福祉の連携等により障がい者福祉推進のための仕組みづくりに取り組む。	福祉企画課・障がい療育支援課
障がい者団体活動事業補助金	障がい者団体及び支援団体の活動に対し、補助金を交付する。	障がい療育支援課
手話言語条例周知啓発事業	「手話が言語である」という認識のもと、周知・啓発活動を行う。	障がい療育支援課
ヘルプマークの周知、配布	ヘルプマークについての周知を図るとともに、必要な人へ配布する。	障がい療育支援課
福祉関連機器等の活用	デイジー図書、デイジー図書再生機、拡大読書機等を活用する。	中央図書館
療育支援研修会	療育支援の質の向上を図るため、大学教授、専門職などの講師を招いて研修会を行う。	障がい療育支援課
療育支援に関する講座	障がいに関する理解を深めるため、発達障がい等に関する出前講座等を行う。	障がい療育支援課

施策２　インクルーシブ教育の推進

障がいの有無にかかわらず、支え合って生活していくためには、幼少期から学齢期（小・中・高等学校）における福祉教育を推進するとともに、高齢者や障がいのある人との交流を深め、次世代を担う児童生徒が「やさしい福祉の心」を育むことが必要です。

さらに、障がいの有無にかかわらず共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるよう、年少期からのインクルージョンを推進していく必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
道徳や総合的な学習の時間等における取組	小・中学校における総合的な学習の時間「富士山学習」は、20 年以上の積み重ねのもと、多くの成果を実らせてきている。 今後も、児童生徒へ「福祉」をテーマとする学習や体験活動に積極的に取り組めるように支援する。	学校教育課
福祉体験やボランティア活動の実践	地域福祉活動への参加や、福祉施設訪問などの機会を充実させ、児童生徒の福祉体験やボランティア活動の実践につなげる。	学校教育課
特別支援学級と通常学級の交流の推進	障がいのある児童生徒との触れ合いや共に行動できる環境づくりに努める。	学校教育課
	障がいのある児童生徒の受入れを可能とするため、各校の施設、人的配置等、ハード・ソフト両面にわたる環境整備に努める。	学校教育課
心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの推進	様々な福祉学習を進める中で、最も基本となる、障がい者に対する差別や偏見等をなくすため、心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの普及・啓発に努める。	学校教育課
年少期からのインクルージョン推進体制の構築	障がいの有無にかかわらず、年少期から共に過ごし学び合う経験を持てるよう、保育、子育て支援、教育、福祉などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、地域におけるインクルージョン推進に向けた環境整備を進める。	保育支援課・障がい療育支援課
幼稚園・保育園との交流	あすなろ園に通う園児が近隣の幼稚園や保育園に通う園児と交流を行う。	障がい療育支援課

施策３　合理的配慮の提供の推進

障がいのある人が社会参加する上で障壁となるものを除去するためには、市民や市内事業者の障がいに対する理解を深めることが重要です。障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供に関する相談体制の充実や、市役所等における率先した環境整備を推進し、共生社会の実現を目指す必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
共に生きるまちづくり	共生社会の理念の普及のため、関係機関や福祉団体等の連携による啓発活動を推進するとともに、マスメディア等の協力も得て、地域住民の理解促進のための広報活動の実施に努める。	障がい療育支援課
合理的配慮に関する相談体制の充実	事業者や市民からの、合理的配慮の提供に関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携した相談対応体制の充実に努める。	障がい療育支援課
市役所等における率先した合理的配慮の提供	市役所等の窓口において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保や環境の整備など、市が率先して適切な合理的配慮を提供できる環境づくりを進める。	障がい療育支援課
障害者差別解消法に関する職員研修等	障害者差別解消法に関する啓発や周知を行うとともに、市職員が同法の理解を深めるための研修を実施する。	人事課 障がい療育支援課
障がい者差別に関する相談対応	障がい者やその家族、関係者等からの差別に関する相談に対応する。	障がい療育支援課

基本目標２　権利擁護の推進及び虐待の防止

施策１　障がい者の権利や意思を尊重していく社会の実現

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

また、共生社会の実現に向け、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援を一層推進していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
権利擁護と意思決定支援の推進	障がい者が、必要な支援を受け、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように、行政、事業者だけでなく、市民に開かれた研修会を行う等、共生社会の実現に向けた取組を実施する。	福祉総合相談課・障がい療育支援課
関係機関の連携	結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは障がい者本人が決めることであることを前提とし、本人が希望する生活の実現に向けた支援を行うため、障害福祉や母子保健、児童福祉などの関係機関における各施策との連携に取り組む。	障がい療育支援課
成年後見制度利用支援事業	障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、市民の成年後見制度に対する理解を高め、サービス提供事業者等に対する研修を行い、意思決定支援の質の向上や、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を行う。	福祉総合相談課

施策２　権利擁護と虐待防止

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止を図るため、支援体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進する必要があります。

関係機関のネットワークを活用し、虐待の未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を進めることが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
虐待の防止	障がい者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行い、虐待の早期発見や防止に向けて取り組み、虐待通報には適切かつ丁寧に対応する。	障がい療育支援課・高齢介護支援課
富士宮市障害者虐待防止相談窓口	障がい者虐待に関する通報、相談に対応する。	障がい療育支援課
虐待防止ネットワークの強化と関係機関の連携	富士宮市障害者虐待防止相談窓口を中心として、高齢者や児童の虐待防止に取り組む関係機関、学校、保育所、医療機関等と連携し、虐待の未然防止や早期発見に向けた重層的なネットワークを構築する。	高齢介護支援課・障がい療育支援課・福祉総合相談課・こども未来課
権利擁護ネットワーク会議	関係機関が集まり、多職種間の連携強化、権利擁護に関する課題の検討、調整、解決策等を協議する。	福祉総合相談課・障がい療育支援課・高齢介護支援課
虐待防止研修会	障がい者支援の質の向上を図るため、障害福祉関係事業所職員等を対象とした研修会を開催する。	障がい療育支援課

基本目標３　生活支援の充実

施策１　生活支援体制の整備・充実

個人の多様なニーズに対応し、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、高齢者支援の窓口である各地域包括支援センターと連携しながら、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制の確立が必要です。

また、障がい者の支援者は家族である場合が多く、家族の高齢化等により課題が生じてきていることから、市、関係機関、ボランティア、地域住民等が連携し、それぞれが求められる役割を果たすための体制づくりが必要となっています。

さらに、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能を充実させるとともに、分野を超えた包括的な支援体制を整備していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
障害福祉サービス等の充実と質の向上	○ 訪問系サービスの充実 居宅介護サービスについて、必要度に応じた供給量確保に努めるとともに質の向上を図る。	障がい療育支援課
	○ 日中活動系サービスの充実 身近な場所での日中活動利用が可能となるようなサービス供給量の確保に努めるとともに質の向上を図る。	障がい療育支援課
	○ 居住系サービスの充実 障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、居住の場の確保、生活基盤の確保に努める。	障がい療育支援課
	○ 補装具・日常生活用具の給付 障がい者の身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にするための補装具、生活用具の必要かつ十分な給付に努める。	障がい療育支援課
	○ 障害福祉サービス第三者評価の推進 第三者機関による障害福祉サービスの評価を推進し、サービスの質の向上に努める。	障がい療育支援課
家族支援	居宅介護・短期入所などのサービス利用による負担軽減や、保健・医療・福祉などの情報提供、障がい理解のための啓発活動等の支援に努める。 また、「親なき後」も安心して生活できるよう、地域全体で障がい者を支える体制を構築する。	高齢介護支援課・障がい療育支援課・福祉総合相談課・こども未来課

具体的な取組	概要	担当課
精神障がい者の地域への移行・定着	精神障がい者への医療の適切な提供・支援のため、入院中の精神障がい者を訪問し、個別にヒアリングし、早期退院に向けた支援及び地域定着に必要な住まいの場の確保、就労支援など生活基盤等の確保に努める。	障がい療育支援課
基幹相談支援センターの設置	相談支援専門員を相談調整コーディネーターとして配置し、地域の相談支援事業所等への専門的な助言、指導、情報収集及び情報提供、人材育成の支援等を行い、相談支援の機能強化を図る。	障がい療育支援課
障がい者等相談支援事業	障がい者等からの相談に対し必要な情報の提供等を行い、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行う。	障がい療育支援課
特定相談支援事業 障害児相談支援事業	障害福祉サービスの利用支援のために、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の確保に努める。	障がい療育支援課
富士宮市地域自立支援協議会との連携	相談支援体制拡充のため、障がい者、家族、障害福祉サービス事業者、関係機関等がそれぞれの情報を共有して協働するための組織である富士宮市地域自立支援協議会と連携し各部会にて地域課題の解決に努める。	障がい療育支援課
富士宮市心身障害者相談員の設置	身体、知的、精神障がい者や家族の地域における生活を支えるため、富士宮市心身障がい者相談員を設置し、相談を受ける。	障がい療育支援課
重層的支援体制整備事業	市民の複合的で複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する。	福祉企画課・高齢介護支援課・障がい療育支援課・福祉総合相談課・保育支援課・こども未来課・健康増進課
特別障害者手当等	日常生活において必要となる精神的・物質的な（経済的な）特別の負担を軽減し、福祉の向上を図るため、特別障害者手当等の手当を支給する。	障がい療育支援課
地域生活支援拠点整備事業	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受入れ対応や体験の機会の提供などを行う。また、拠点コーディネーターの配置等により、地域の関係機関が連携した効果的な支援体制を構築する。	障がい療育支援課

具体的な取組	概要	担当課
地域福祉活動推進体制の充実	ボランティアや地域住民の幅広い参加による地域福祉活動推進体制の充実に努める。	福祉企画課
	ＮＰＯ法人やボランティア団体等の地域福祉活動を支援するとともに、サービス提供に係る指導者及び担い手の育成に取り組み、地域福祉活動への市民参画の仕組みづくりの確立を目指す。	福祉企画課
	共に支え合う地域福祉環境づくりのために、地域住民の地域福祉活動拠点整備を進め、地域福祉活動を支える地域団体等のネットワークづくりなど、地域福祉活動を活性化するためのよりよい環境整備を目指す。	福祉企画課

施策２　福祉人材の確保と生産性の向上

将来にわたって安定的に質の高い障害福祉サービスを提供していくためには、それを担う福祉人材の確保と定着を図ることが必要です。

そのため、専門性を高める研修の実施や働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、当事者の視点に立ったケアの充実のための生産性向上を推進していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
福祉人材の育成・確保	相談支援及びサービス提供の質の向上及び人材確保のため、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進する。	障がい療育支援課
福祉人材の定着と職場環境の整備	障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場となるよう周知･広報を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を啓発し、将来にわたる人材の確保・定着を図る。	障がい療育支援課
発達が気になる未就学児への対応研修	こどもに関わる支援者にＣＡＲＥプログラムを提供し、発達特性を踏まえたこどもとの関わり方や支援方法の普及を図る。	障がい療育支援課
児童発達支援体制アドバイザー	専門的な知見を有する有識者から継続的な助言を受け、児童発達支援体制のあり方や関係機関との連携を再構築する。	障がい療育支援課

基本目標４　社会参加の促進

施策１　外出・社会参加の促進

社会活動への参加がしやすいように、移動支援をはじめとする外出のための手段の確保、社会参加の場の確保など多様な対策が必要です。

特に、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の派遣など、コミュニケーション支援体制を一層充実させることが重要です。

また、富士宮市手話言語条例の制定により、市の責務として、障がいのある人が暮らしている地域で手話などのコミュニケーション手段を利用するための環境を整えます。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
地域生活支援事業の充実	○ 移動支援 屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う。	障がい療育支援課
	○ コミュニケーション支援 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通の円滑化を図ることを目的として、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。	障がい療育支援課
	○ 地域活動支援センター 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として、障がい者の通所による、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。	障がい療育支援課
	○ 自動車改造費・運転免許取得費補助 障がい者が就労等に伴い自ら所有し運転している自動車のハンドル等の改造や運転免許取得に対し、補助を行う。	障がい療育支援課
	○ 移動制約者運賃助成 重度の障がい者に対して、地域での生活を支えるためにタクシー運賃の助成を行う。	障がい療育支援課
手話通訳者派遣事業	手話をコミュニケーション手段とする聴覚障がい者等への支援のため、手話通訳者を派遣する。	障がい療育支援課

具体的な取組	概要	担当課
要約筆記通訳者派遣事業	中途失聴者等への支援のため、要約筆記通訳者を派遣する。	障がい療育支援課
富士宮市ガイドヘルパー派遣事業	視覚障がい者の外出支援として、ガイドヘルパーを派遣する。	障がい療育支援課
手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者の講師から基本的な手話を学び、直接かかわることで、手話は言語であることや聴覚障がいについての理解を深める。	障がい療育支援課
選挙の投票に参加しやすい環境の整備	障がい者が選挙の投票に参加しやすい環境の整備に努める。	選挙管理委員会事務局

施策２　スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーション・文化活動を通じて、社会参加の場を拡充することは、充実した生活を送るための手段として重要なものとなります。

さらに、誰もが文化芸術の鑑賞や多様な活動に参加し、読書を通じた文字・活字文化を享受できるよう、環境整備を推進していく必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
交流の促進	障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保を図るとともに、一般の人たちに障がいに対する啓発の場として、その機会の拡充に努める。	障がい療育支援課
スポーツ教室等の開催	スポーツ・レクリエーション教室への障がい者の参加に対し、指導員やボランティアの理解を深めるとともに、各団体等に対する協力要請に努める。	スポーツ振興課
福祉作品展の開催	高齢者、障がい者、福祉団体等がつくり上げた作品を展示し、市民に対して福祉に関する啓発を行う福祉作品展を開催する。	障がい療育支援課
対面朗読サービスの実施	職員やボランティアが希望する本を朗読する。	中央図書館
点字図書・録音図書の作製	点字図書・録音図書を作製する。	中央図書館
大活字本コーナーの設置	細かい文字は読みづらい人へ、大活字本コーナーを設置する。	中央図書館
字幕・手話付きＤＶＤの収集	字幕・手話付きＤＶＤの収集をする。	中央図書館
バリアフリー映画の上映	聴覚障がい者に映画を鑑賞してもらうため、字幕付きのバリアフリー映画の上映を行う。	中央図書館
利用料減免制度	障がい者等のスポーツ活動を支援するため、体育施設の利用料を減免する。	スポーツ振興課

基本目標５　保健・医療の充実

施策１　障がいの原因となる疾病等の予防

疾病に起因する障がいは、本人はもとより、医療機関・行政等が、各々の役割を十分果たして予防に努めることが必要となります。障がいの発生原因には、先天的なものと後天的なものとがあります。

先天的な障がい発生の予防には、妊娠期における障がい発生要因の啓発や周産期医療の充実を図ることが必要となります。

後天的な障がいについては、障がいの発生原因となる確率が高い疾病である「脳血管疾患」「心臓病」「糖尿病」「高血圧」などを予防するため、「生活習慣病予防」の健康教育・健康診査・保健指導等を充実させ、個々の市民の食生活改善などを中心とした自己管理能力を高めるとともに、罹患してしまった場合に対応するための医療環境を確保することが必要となります。

また、近年ストレスにより体調を崩す人も増加しており、学校、職場、地域における心の健康に関する相談の機会を充実し、心の健康づくり対策を推進していく必要があります。

乳幼児期においては、健康診査や相談の体制をつくり、気になる子や障がい児の早期発見に努めるとともに、医療機関や関係機関の連携体制により、適切な発達検査や医療・療育が受けられる環境を確保することが必要となります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
早期発見体制の充実	健康状態を適切に把握するため必要な対象時期に、健康診査・事後指導を充実させ、早期発見に努める。 また、健康教育・相談事業の充実を図ることにより、早期発見につなげる。	健康増進課
成人保健・健康づくり事業の充実	生活習慣病の発症・重症化の予防とともに、健康の維持増進・健康づくりへの取組を推進するため、各種健康診査・保健指導・健康相談・健康教育の充実に努める。	健康増進課
精神保健福祉事業の充実	富士健康福祉センター・医療機関・障害福祉サービス事業所等と連携をとりながら、健康教育・相談事業の充実に努める。また、心の健康づくり対策に取り組むとともに、情報発信にも努める。	健康増進課
児童生徒等に対するカウンセリング	スクールカウンセラーが児童生徒や保護者に対し、カウンセリングを実施する。	学校教育課

具体的な取組	概要	担当課
教職員及び保護者に対する支援	スクールカウンセラーが教職員及び保護者に対し、支援に関する研修会等を実施する。	学校教育課

施策２　障がい者のための保健・医療環境の確保

医療は、健康の保持増進、病気の治療・再発予防・障がい程度の進行予防だけでなく、障がいの軽減に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、機能維持・回復に係るリハビリテーション医療、人工透析等の高度・特殊医療など、障がいの種別・程度に応じた医療提供環境が必要になるとともに、障がい者の在宅生活を支援するための在宅医療の必要性が高まる中、保健・医療・福祉のネットワークづくりによる連携強化が強く求められています。

さらに、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築や、医療的ケアを必要とする人への対応など、障がいの多様化を踏まえた関係機関の連携をより一層深めていくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
医療提供環境等の確保	医療機関や関係機関と連携を図り、適切な治療・療育などの体制確保に努める。	福祉企画課
保健・医療・福祉の連携	医療機関や関係機関等が連携を密にとり、ネットワークづくりに努める。	福祉企画課
医療費等に関する制度の周知・利用支援	適切な医療を受けやすくするため、自立支援医療・医療費助成制度等の制度の周知を図り、その利用を支援する。	障がい療育支援課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、住まい等の関係機関や地域住民が連携するための協議の場を設けるとともに、精神疾患への理解を深める普及啓発（心のサポーター養成等）を進め、包括的な支援体制を構築する。	障がい療育支援課
地域医療連携室内の患者相談窓口（がん相談支援センター）業務	良質な医療をやさしく安全に提供するため、地域医療連携室内の患者相談窓口（がん相談支援センター）業務において、医療福祉相談、がん相談など多種にわたる相談を実施し相談内容に対応する。	地域医療連携室
小児科医療相談	家族が診断の説明や療育に関する専門的な助言を受けるための小児科医相談を実施する。	障がい療育支援課

基本目標６　障がい児に対する支援体制の充実

施策１　早期発見・早期療育支援

乳幼児期における障がいの早期発見及び適切な支援は、心身の発達に最も影響があると言われていることから、早期療育支援体制の確立は、重要な課題となります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
療育支援センター	地域における療育の中核的施設として、早期相談への働きかけと早期支援に努め、就園及び就学に向けたこどもの健やかな成長を支援する。	障がい療育支援課
関係機関との連携事業	乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問等で障がいを持つこどもの早期発見に努め、療育支援センターでの早期療育につなげる。 保育園等で療育が必要と思われる児を早期に療育支援センターにつなげる。	健康増進課・こども未来課・保育支援課・障がい療育支援課
幼児健康診査事後指導	健康増進課、療育支援センター保育士、保健師等により幼児健康診査事後教室（さくらんぼ教室）を実施し、早期療育につなげる。あわせて、健診事後のこどもの経過状況確認のため、情報交換を実施し、健やかな成長を支援する。	健康増進課・障がい療育支援課
相談事業	発達等について気になることや心配のある就学前の乳幼児とその保護者を対象に、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、保健師が相談に応じ、発達・ことば・うごき等の検査や評価を行い、こどもの状況を把握し、必要な療育につなげる。	障がい療育支援課

施策２　療育支援

障がい児の療育支援については、日常生活の習慣等を身に付けるための療育指導、身体機能の維持・改善を目指すリハビリテーション的療育指導など、広範にわたる機能・役割を果たす体制整備が求められます。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
地域支援	地域全体で支援する体制づくりに向けて、療育に対する認識と対応力を高めるため、園（保育園、幼稚園等）の訪問や、関係機関（保育園、幼稚園、事業所）の従事者を対象にした研修事業を実施し、連携を強化する。	障がい療育支援課
療育事業	発達・ことば・うごき等の相談・検査・評価等の結果、療育が必要と判断された乳幼児で、療育への参加を希望する親子に対し、グループ療育もしくは個別療育を実施する。	障がい療育支援課
あすなろ園	就学前の心身に障がいのあるこどもを対象とする通園施設として、一人ひとりの特性や発達段階に応じた療育を行う。家庭と連携し、集団生活を通じて豊かな情操や日常生活に必要な習慣を育み心身の発達を支援する。	障がい療育支援課
児童発達支援	発達に遅れや気掛かりのあるこどもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援事業所を整備する。	障がい療育支援課

施策３　障がい児保育

障がい児それぞれの特性に合わせた療育や保育環境の整備が求められます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、保育所等におけるインクルージョンを推進していくことが必要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
保育環境の整備	幼稚園教諭や保育士、関係機関の支援者といった地域のネットワークの強化から、児童発達支援センターあすなろ園利用児童の幼稚園・保育園との交流や移行を図り、適切な発達支援環境の整備に努める。 また、保育園・幼稚園に通園する障がい児が、心身共に無理のない保育を受けられるよう、関わる職員のスキルアップや保護者の理解を推進し、適切な保育環境の整備に努め、特に近年、医療的ケア児の保育園の入園希望が増加していることから、医療的ケア児の受入れ体制を整備すべく、職員のスキルアップ、個々に対応した環境の整備及び看護師の確保に努める。	保育支援課・ 障がい療育 支援課
保育所等訪問支援等を活用したインクルージョンの推進	インクルージョンを推進するため、療育支援センター等の専門機関が中核となり、保育所等訪問支援等を活用して、保育所等の育ちの場において直接的な専門的支援や助言を行う体制を構築する。	障がい療育 支援課
発達支援会の実施	各園の実践例について検討し、園児の成長や発達に関わる職員の専門性を高める。	保育支援課
訪問事業	乳幼児が通う保育園・幼稚園等を訪問し、園での様子を観察する。園と連携して必要な支援を行うため、園の職員に助言や提案を行う。	障がい療育 支援課

施策４　教育施策

特別支援教育の実践には、特別支援学校・特別支援学級の児童生徒のみを対象とするのではなく、支援を要する全ての児童生徒一人ひとりについて個別の教育支援計画を作成するとともに、その支援体制を充実することが求められます。

就学や卒業等のライフステージの移行期においても、教育と福祉、就労等の関係機関が緊密に連携し、切れ目のない支援を提供していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
特別支援教育の啓発	特別支援教育コーディネーターを中心に、各校で、保護者や児童生徒、教職員に対して、特別支援教育の啓発に努める。	学校教育課
特別支援教育の推進・充実	富士宮市特別支援教育推進のための重点を明確に示し、各学校の共通理解のもと、特別支援教育の推進・充実を目指す。	学校教育課
特別支援教育関係機関の連携	幼児期から学校卒業後の就労等に至るまで、一貫した支援を行うために、富士宮市特別支援連携協議会を開催し、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化による支援体制の充実に努める。	学校教育課
入学時の引継ぎ	小学校入学時に、学校生活をスムーズにスタートできるように、保護者の同意を得て、児童の特性や配慮して欲しい点などを伝える。	障がい療育支援課・保育支援課
「うきうき・わくわく１年生」個別の就学支援シート	小学校に入学する児童の保護者にシートを配布し、学校側が事前に児童の特性を把握することで、学校生活を支援する。	学校教育課
教育相談	保護者や学校等からの相談に対し、専門職員が助言や支援を行う。	学校教育課
富士宮市就学支援委員会の実施	障がいのある児童・生徒の障害の種類、程度等に応じて適切な就学指導を行うため、専門知識を有する者や学校職員等で富士宮市就学支援委員会を開催する。	学校教育課
特別支援教育相談員の設置	特別支援教育の充実及び就学支援の円滑な実施を図るため、特別支援教育相談員を設置し、専門調査の実施や保護者に対する教育相談、就学支援主任や担任への支援についてアドバイスなどを行う。	学校教育課

具体的な取組	概要	担当課
富士宮市特別支援連携協議会の開催	障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに基づき、福祉・医療等関係機関と連携して、より充実した支援を実施するため、富士宮市特別支援連携協議会を開催する。	学校教育課
特別支援教育コーディネーター研修会の実施	特別支援教育コーディネーターの役割の確認や求められる資質・技能向上のため、研修会を実施する。	学校教育課
移行支援会議への参加	特別支援学校の卒業に伴い、ライフステージが変わる生徒に対し、支援の継続を行うため、本人、保護者、学校及び支援事業所等により開催される移行支援会議に参加する。	障がい療育支援課

基本目標７　就労支援の充実

施策１　雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障害者雇用率が定められ、障がいのある人の就労の場の確保が求められている中、市、公共職業安定所、学校、就労関係事業所、企業等の相互連携体制の充実による障がい者の雇用の促進が求められています。

また、本人の希望や適性に合った就労の選択を支援するとともに、一般就労への移行及び就労定着に向けた支援を強化していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
就労支援の充実	一般の企業等に就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、就労関係事業所及び特別支援学校、企業、公共職業安定所等の関係機関との連携強化を図る。福祉サービスを利用して一般就労をした障がい者に対し、就労継続を図るため、就労に伴う日常生活又は社会生活を営む上で、家族や関係機関と各般の問題に関する相談、指導及び助言などの必要な支援を就労定着支援事業所が行い、障がい者就業・生活支援センターと連携して、雇用継続への体制構築を図る。	障がい療育支援課
福祉的就労への支援	就労や生産活動の機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図るため、就労継続支援事業の質の向上に努める。	障がい療育支援課
就労選択支援の体制整備と利用促進	令和７年10月より開始された「就労選択支援」について、本人の希望や就労能力、適性等に合った就労の選択ができるよう、地域におけるサービス提供体制の確保に努めるとともに、障がい種別にかかわらない積極的な利用を促進する。	障がい療育支援課
障害者就労施設等からの物品等調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の製品の生産・販売に関する情報提供、製品開発、販路拡大等への支援等を行う。	障がい療育支援課
市庁舎等への障がい者就労の場の設置	市庁舎などの施設や設備を利用し、障がい者が働く場を設ける。	契約管理課

具体的な取組	概要	担当課
市役所における障がい者雇用（障害者活躍推進計画）の推進	富士宮市における障害者である職員の活躍推進計画に基づき、職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がいのある人が活躍しやすい職場づくりを推進する。	人事課
企業立地促進事業費補助金	工場等を新設、増設又は事業規模の拡大を目的とした移設等に伴い、新たに市内従業員を雇用する企業に対して交付する企業立地促進事業費補助金において、障がい者雇用については補助額を上乗せして交付する。	商工振興課
入札参加資格申請	市の入札制度において、入札参加資格申請時に障がい者の雇用状況を加え、障がい者雇用を促す。	契約管理課

基本目標８　生活環境の整備

施策１　障がい者にやさしいまちづくりの推進

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、静岡県の「静岡県福祉のまちづくり条例」の施行により、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加するためには、交通機関、公共施設のバリアフリー化を進め、やさしいまちづくりを推進する必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの啓発	第６次富士宮市総合計画の基本構想に基づき、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指すとともに、ユニバーサルデザインの考え方について、普及と意識の高揚に努める。	企画戦略課
生活圏域における取組	公民館・地区集会場・学校施設など、生活圏域における公的な施設や、市内の休眠施設・休耕農地などを地域福祉資源として活用し、民間施設へのコミュニティスペース設置、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を促進し、生活圏域における地域福祉活動拠点の充実に努める。	福祉企画課

施策２　居住環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保が必要となるため、グループホームの確保や、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活空間の整備が求められます。

さらに、希望する一人暮らし等を実現するため、住宅担当部局等の関係機関と連携した居住支援の充実を図る必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
重度障がい者に配慮した居住環境の整備	重度の障がいのある人に対して、住宅改修に係る費用の助成を行う。また、グループホームの確保に努め、その家賃補助を行う。	障がい療育支援課
市営住宅の改善	障がいのある人が利用しやすいような手すりやスロープの設置、段差解消など、市営住宅の安全性を高め、障がいのある人に配慮した整備に努めている。	建築住宅課
静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び審査	障がい者・高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるよう、建築物の新築・増築等の際に施設のバリアフリー化に関する届出の受理及び審査を行い、基準に適合している旨の適合証及び表示プレートを交付する。	建築住宅課
木造住宅の耐震補強改修事業	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修工事に対して、補助金を交付する。	建築住宅課

施策３　道路・公園の整備

障がい者の自由で安全な活動環境を確保するためには、道路や公園にある物理的障壁を取り除くことが必要です。

道路や公園を障がい者が利用しやすいように改善するなど、障がい者に配慮した施設整備を、今後も継続して進めていく必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
道路や歩道の段差の解消	障がい者等が利用しやすいように、道路や歩道の段差の解消に努める。	道路課
都市公園施設のバリアフリー化	障がい者等のニーズに応じたトイレの整備や駐車スペースの確保及び園路のバリアフリー化を進める。	花と緑と水の課
インクルーシブ遊具の設置	都市公園の新設や再整備においては、インクルーシブ遊具の設置も検討し、可能な範囲で設置していく。	花と緑と水の課
ユニバーサルデザインに配慮した道路整備	誰もが安全に安心して利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備に努める。	道路課
公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	公共建築物の新築等の際には、全ての人が安全で快適に利用できる施設とするため、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、主に一般の方が利用する施設を優先してユニバーサルデザイン化を進める。	公共建築課
富士宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想	障がい者等の移動や乗り換えが円滑に行えるよう、歩道等のバリアフリー化を推進する。	都市整備課
ゆずりあい駐車場	公共施設や商業施設等に整備されている車いすマークの駐車場に、必要とする人が安心して駐車できるよう、静岡県の「ゆずりあい駐車場制度」を推進する。	障がい療育支援課

施策４　交通に係る安全対策の充実

障がい者が、安心して自立した地域生活を送るためには、交通機関の整備促進等が必要となります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
ノンステップバスの導入	宮バスにおいて、障がい者が利用しやすいノンステップバス（低床式バス）の導入に努める。また、民間バス会社にノンステップバス（低床式バス）の導入を要請していく。	市民生活課 交通対策室
公共交通機関の整備	障がい者の日中活動への参加を促進すべく、公共交通機関の整備・拡充に努める。	市民生活課 交通対策室

施策５　防災・安全対策の充実

障がい者の平常時における家具固定等の防災活動、災害時における情報伝達、避難誘導及び避難生活に支援を要する在宅の人（避難行動要支援者）が、安心して日常生活を送るためには、救出・救護体制の確立など総合的な防災対策を講ずる必要があります。

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する情報を、平常時から整備しておくとともに、個々の特性に配慮した支援者・避難場所の選定など、要支援者支援体制の整備を図らなければなりません。

また、要支援者の日常の安全を確保するため、緊急通報システムの確保や犯罪被害を防ぐ取組を進める必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施	関係機関・団体（行政・消防・障害福祉サービス事業者等）、地域住民、要支援者が、協働して防災知識の普及や啓発活動、防災訓練を実施することにより、相互理解を深める。	危機管理局
個別避難計画の作成	発災時に円滑な避難支援を行うためには、平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠なことから、要支援者名簿の対象者へ平常時から活用できる名簿への記載について同意の有無を確認し、同意を得られた方から個別避難計画の作成を実施する。	福祉企画課
災害時等における人材確保	地域活動団体をはじめ、職能団体、手話通訳者、点訳者など、要支援者支援ボランティアのネットワーク化により人材確保に取り組むとともに、富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会との災害対策相互協力基本協定の締結により、要支援者に対する支援体制の構築に努める。	福祉企画課
富士宮市地域防災計画の修正	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、富士宮市地域防災計画の修正を行う。	危機管理局
人工呼吸器用非常用電源等給付事業	災害時に備えるため、在宅の重度身体障がい者（児）に対して人工呼吸器用非常用電源等を、聴覚障がい者に対して情報受信機器を給付する。	障がい療育支援課
メール配信サービス、ＬＩＮＥでの情報提供	メール配信サービスやＬＩＮＥでの同報無線情報の発信により、防災情報の提供を実施する。	危機管理局

具体的な取組	概要	担当課
防災ラジオの販売・無償配布	市の同報無線を屋内で容易に聞くための防災ラジオを販売・無償配布する。	危機管理局
避難所運営マニュアルの作成	災害時の障がいのある人等の要支援者の受入れ体制の整備を進めるため、各避難所の実情に応じて要配慮者に対応した避難所運営マニュアルを作成する。	危機管理局
福祉避難所の設置	高齢者施設や障害者支援施設等と連携し、災害時の要配慮者の受入れ等、必要な支援を円滑に行えるように努める。	福祉企画課・障がい療育支援課・高齢介護支援課
防災対策出前講座及び防災啓発イベントの実施	防災対策に関する出前講座や防災啓発イベントを実施する。	危機管理局
住宅用火災警報器の普及啓発	住宅用火災警報器の交換や定期点検等についての普及啓発を実施する。	予防課
防犯まちづくり講座の実施	安全・安心なまちの実現を目指し、防犯意識の向上を図るとともにその知識を深めるため、防犯まちづくり講座を実施する。	市民生活課
防犯情報の発信	市民に対する注意喚起のため、静岡県警察本部が公表している市内で発生した身近な犯罪、声掛け事案、事故発生状況等を市ウェブサイトで情報提供する。	市民生活課
消費者教育	障がいの特性により、勧誘されると断れない人や消費者トラブルに気付きにくい人の消費者被害防止のため、出前講座を実施する。	市民生活課

基本目標９　情報提供の充実

施策１　情報提供の充実

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであることから、障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすく分かりやすいものであり、さらに情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

障がい者等による情報の取得利用や意思疎通を推進するため、行政情報のアクセシビリティの向上や、当事者によるＩＣＴ機器の利活用の促進を図る必要があります。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
「広報ふじのみや」等による情報提供	障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報について「広報ふじのみや」等により周知に努める。	広報課・障がい療育支援課
障がいの特性に配慮した情報提供	情報伝達機器の発展に伴い、多様なコミュニケーション手段による情報バリアフリー化及び情報アクセシビリティの向上に努める。	障がい療育支援課
障がい当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援	情報通信技術の発展を踏まえ、遠隔地や緊急時等における円滑な意思疎通を図るため、障がい当事者がＩＣＴ機器等を有効に活用できるよう、利用支援や環境整備を推進する。	障がい療育支援課
声の広報・点字広報	広報ふじのみやを音訳・点訳し、希望者に提供する。	広報課・障がい療育支援課
視覚障がい者への送付文書の対応	視覚障がい者の希望に応じて、市から送付する文書を点字化、拡大文字化及び音声コード化する。	障がい療育支援課
選挙情報の提供	点字や音声など、多様な手段を用いて選挙情報の提供を行う。	選挙管理委員会事務局
障がい者福祉のてびき	障がい者福祉のてびきを活用して障害福祉に関する情報提供を行い、サービス利用を支援する。	障がい療育支援課
点字講習会の開催	点字をコミュニケーション手段とする視覚障がい者等への支援のため、点訳者を養成するための点字講習会を開催する。	障がい療育支援課

具体的な取組	概要	担当課
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが快適に利用できるウェブサイトを目指し、市ウェブサイトのウェブアクセシビリティ向上に取り組む。	広報課

施策２　障害者総合支援法に基づく難病患者への情報提供

難病患者への支援に関する情報の周知に努める必要があります。

また、難病患者が適切な支援を受けられるよう、多様な症状や障がい等の特性に配慮しながら、医療機関や専門機関等と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備していくことが重要です。

今後の取組

具体的な取組	概要	担当課
難病患者への情報提供	富士保健所と連携をとりながら、指定難病などに関する支援制度についての周知を行う。	障がい療育支援課
難病団体連絡協議会が開催する事業の広報	静岡県難病団体連絡協議会等が行う事業の広報や情報提供を行う。	健康増進課
難病患者介護家族リフレッシュ事業	難病患者の介護に従事する家族の介護負担の軽減を図るため、市から委託を受けた訪問看護ステーションが難病患者に対し滞在型の訪問看護を実施する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」を実施する。	障がい療育支援課

第５章　障がい福祉計画・障がい児福祉計画

１　成果目標

国の基本指針の基本的な考え方に基づき、障がい者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障がい児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

（１）施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、令和 11 年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、令和７年度末時点の施設入所者の６％以上が地域生活に移行し、これに併せて令和 11 年度末の施設入所者数を令和７年度末時点から５％以上削減することを基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定するよう求めています。

本市では、地域の実情を踏まえ、地域生活移行者数の目標を 10 人、入所者数の削減目標を８人と設定します。

項目	計画数値	備考
令和７年度末時点の入所者数（Ａ）	162 人	
目標年度入所者数（Ｂ）	154 人	令和 11 年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（Ｃ）	10 人	令和７年度末からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	6.2%	移行割合（Ｃ／Ａ）
【目標値】 削減見込み（Ｄ）	8 人	令和７年度末時点から令和 11 年度末までの施設入所者の削減数（Ａ－Ｂ）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、精神障がい者が地域で自分らしく暮らせる包括的な支援体制の構築に向け、令和11年度における退院後１年以内の平均生活日数を319.3日以上とすることなどを目標としています。

この達成に向けて、各市町村に対し、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の活性化や、住民のこころの状態を的確に把握するための「Ｋ６」尺度を活用した評価体制の構築に取り組むよう求めています。

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、富士宮市地域自立支援協議会で引き続き課題の解決に取り組むとともに、心のサポーター数の拡大に努めます。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

基本指針では、一般就労への移行を促進するため、福祉施設から令和11年度中に一般就労へ移行する者の目標数を、令和６年度実績の1.31倍以上とすることを求めています。

また、令和７年10月に創設された就労選択支援を円滑に実施するため、自立支援協議会等の設置圏域ごとに１箇所以上の事業所を確保することを求めています。

あわせて、就労定着支援の利用者数を令和６年度末実績の1.47倍以上とすることなどを求めています。

本市では、地域の実情を踏まえ、令和11年度において、福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数を５人と設定します。そのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数を２人、就労継続支援Ａ型事業による一般就労移行者数を１人、就労継続支援Ｂ型事業による一般就労移行者数を２人と設定します。

また、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を24人、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合を２割５分以上と設定します。

さらに、就労選択支援事業所の設置・利用確保に努めます。

項目	国の基本指針	富士宮市の 基準数値 （令和 6 年度実績）	富士宮市の 令和 11 年度末 目標値
一般就労への移行者数	令和６年度実績の 1.31 倍以上 そのうち 就労移行支援 1.14 倍以上 就労継続支援Ａ型 1.52 倍 以上 就労継続支援Ｂ型 1.67 倍 以上	一般就労への 移行者数 ２人 うち就労移行支援 １人 うち就労継続支援 Ａ型０人 うち就労継続支援 Ｂ型１人	一般就労への 移行者数 ５人 うち就労移行支援 ２人 うち就労継続支援 Ａ型１人 うち就労継続支援 Ｂ型２人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	就労移行支援事業所の５割以上	０箇所 （０割）	２箇所 （５割）
就労定着支援事業の利用者数	令和６年度末実績の 1.47 倍以上	16 人	24 人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合	２割５分以上	－	２割５分以上
令和 11 年度の就労選択支援利用者	全国で 82,000 人以上	－	80 人

（４）障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、障がいのあるこどもへの地域支援体制を整備するため、令和11年度末までに各市町村において、児童発達支援センターが担う４つの中核的な支援機能を確保することを求めています。

また、主に重症心身障がい児を支援する事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することや、医療的ケア児等の支援を調整するコーディネーターの配置、インクルージョンを推進する協議の場の設置などを求めています。

さらに、全ての障がい児とその家族を支える伴走的な相談支援体制の確保を求めています。

本市では、「児童発達支援」を富士宮市立あすなろ園が、「地域支援」を富士宮市療育支援センターが担っています。障害児通所支援事業所等と連携・協力しながら支援を行うことができるよう、富士宮市地域自立支援協議会において、情報共有や事例検討などを実施します。

また、重症心身障がい児とその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるようサービス提供を確保するため、受入れ意向を有する事業者の把握に努め、情報提供を行うなど事業者の参入を促していきます。

引き続き、医療的ケア児支援のため、関係機関が連携を図るための協議の場として、富士宮市地域自立支援協議会医療的ケア児（者）部会を継続するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの普及啓発に努めます。

（５）地域生活支援の充実

基本指針では、障がい者の地域生活を支えるため、令和11年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、全ての日常生活圏域を支援対象とすることを求めています。

また、拠点にコーディネーターを配置し、年１回以上は運用状況を検証・検討する体制の構築を求めています。

あわせて、強度行動障がいの状態にある者や医療的ケア児者についても、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を各市町村や圏域で整備するよう求めています。

本市では、複数の機関が分担して地域生活支援拠点の機能を担う面的整備を進め、市全体を一つの地域として整備しており、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図っていきます。

また、地域生活支援拠点等の運用状況について、富士宮市地域自立支援協議会において検証を行うとともに、強度行動障がいを有する障がいのある人の状況及び支援ニーズを把握し、関係機関の連携により支援体制の整備を進めます。

（６）相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、地域の相談支援体制を強化するため、令和11年度末までに全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、および自立支援協議会を設置し、これらが有機的に連携して課題解決に取り組む体制の確保を求めています。

また、相談支援専門員の計画的な養成などにより、身近な地域に相談支援事業所がないこと等で発生する「のぞまないセルフプラン」の件数を、令和11年度末までにゼロにすることを求めています。

本市では、相談支援事業所が、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、富士宮市地域自立支援協議会主催の研修会や相談支援部会を通じて、市内の相談員の知識や資質の向上に努めます。

（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

基本指針では、障がい当事者視点に立ったケアの充実と人材の確保・定着に向け、都道府県に対し、専門人材の計画的な養成や意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施に取り組むよう求めています。

本市では、県と連携しながら人材確保や職場環境の改善に取り組み、障害福祉人材の確保・定着に努めます。

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、利用者が真に必要とする良質なサービスを提供できるよう、令和 11 年度末までに、サービスの質を向上させるための具体的な取組を実施する体制の構築を求めています。

特に、利用者が個々のニーズに応じて適切な事業者を選択できるよう、管内事業所の情報を公表・更新（毎年度１回）する「障害福祉サービス等情報公表制度」の公表率・更新率を、令和 11 年度末までに 100%とすることを求めています。

本市では、障害者総合支援法の理解を促進するため、県や事業者などが行う障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加するとともに、審査支払チェックシステムの活用に加え、富士宮市地域自立支援協議会において審査結果を共有するなど、体制の強化を推進します。

2　障害福祉サービス等の利用見込み

（1）訪問系サービス

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行う。
同行援護	視覚障がいのある人に対し、外出先における移動支援や排せつ、食事の介護などを行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用者数（人/月）	156	166	176	186	197	207
	利用時間数（時間/月）	2,683	3,174	3,205	3,406	3,606	3,806
重度訪問介護	利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
	利用時間数（時間/月）	0	251	251	251	251	251
行動援護	利用者数（人/月）	8	10	11	12	13	14
	利用時間数（時間/月）	153	157	169	180	191	202
同行援護	利用者数（人/月）	29	31	30	30	30	30
	利用時間数（時間/月）	334	356	358	355	351	348
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	0

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 地域生活への移行の促進に伴う訪問系サービスの需要に対応するため、事業所との連携や人材確保に向けた助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

○ 重度障がい者へのサービス提供体制を確保するため、継続して事業所における提供体制の充実を促進します。

【整備計画】

サービス名	単位		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	利用者数	人分	10	10	10
	整備数	箇所	1	1	1
重度訪問介護	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
行動援護	利用者数	人分		5	
	整備数	箇所		1	
同行援護	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
重度障害者等包括支援	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－

（2）日中活動系サービス

サービス種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ及び食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図るとともに、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行う。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先、働き方について良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行う。
就労継続支援（Ａ型）	事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援（Ｂ型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練等を行う。
就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した人の自宅や企業に訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	利用者数 （人/月）	272	281	286	292	298	304
	延べ利用者数 （人日/月）	5,345	5,716	5,625	5,687	5,749	5,811
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 （人/月）	1	0	1	1	1	1
	延べ利用者数 （人日/月）	12	0	11	11	11	11
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 （人/月）	20	19	21	22	23	25
	延べ利用者数 （人日/月）	320	336	347	372	397	422
就労選択支援	利用者数 （人/年）	－	19	80	80	90	95
就労移行支援	利用者数 （人/月）	32	33	33	34	35	35
	延べ利用者数 （人日/月）	558	601	583	585	588	590
就労継続支援 （Ａ型）	利用者数 （人/月）	75	88	102	115	129	143
	延べ利用者数 （人日/月）	1,415	1,762	1,950	2,208	2,466	2,723
就労継続支援 （Ｂ型）	利用者数 （人/月）	402	430	460	490	521	552
	延べ利用者数 （人日/月）	7,283	7,895	8,249	8,734	9,219	9,703
就労定着支援	利用者数 （人/月）	16	22	22	23	23	24

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 生活圏域における当該サービス事業所を確保し、日中活動の場の適切な供給量確保に努めます。

○ 就労支援については、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。また、就労継続支援Ｂ型は、市街地に事業所が集中していることを鑑み、市内全域の市民が利用できるよう、広範囲で送迎対応できる通所の事業所の確保を進めます。

【整備計画】

サービス名	単位		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	利用者数	人分		20	
	整備数	箇所		1	
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
就労選択支援	利用者数	人分	10		
	整備数	箇所	1		
就労移行支援	利用者数	人分		10	
	整備数	箇所		1	
就労継続支援 （Ａ型）	利用者数	人分	10	10	10
	整備数	箇所	1	1	1
就労継続支援 （Ｂ型）	利用者数	人分	10	10	10
	整備数	箇所	1	1	1
就労定着支援	利用者数	人分			10
	整備数	箇所			1

（3）居住系サービス

サービス種類	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、定期的に居宅を訪問し相談支援を行う。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には当該サービスも提供する。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人/月）	149	174	194	215	237	259
施設入所支援	利用者数（人/月）	165	162	160	158	156	154

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 生活圏域において障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して暮らしていけるよう、利用者の特性に合わせた共同生活援助（グループホーム）の供給量確保に努め、入所等から地域生活への移行を進めます。

【整備計画】

サービス名	単位		令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人分	10		10
	整備数	箇所	1		1
施設入所支援	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－

（4）療養介護

サービス種類	サービス内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	利用者数（人/月）	22	22	22	22	22	22

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 障がい者個々の特性に合ったサービス利用ができるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

【整備計画】

サービス名	単位		令和9年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－

（５）短期入所

サービス種類	サービス内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
短期入所 （福祉型）	利用者数 （人/月）	43	37	34	36	38	40
	延べ利用者数 （人日/月）	286	178	207	210	215	220
短期入所 （医療型）	利用者数 （人/月）	3	3	4	5	6	7
	延べ利用者数 （人日/月）	18	14	23	27	31	35

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○体験を含むサービスの需要が高まっているため、住み慣れた身近な場所においてサービス利用が可能となるよう、サービス提供環境の構築に努めます。

○医療的ケアが必要な方の短期入所先を確保するため、サービス提供事業所の確保に努めます。

【整備計画】

サービス名	単位		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
短期入所 （福祉型）	利用者数	人分	2	2	2
	整備数	箇所	1	1	1
短期入所 （医療型）	利用者数	人分	2	2	2
	整備数	箇所	1	1	1

（6）相談支援

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	利用者数 （人/年）	894	941	1,005	1,065	1,124	1,184
	相談支援 専門員数 （人）	13	16	16	17	18	19
地域移行支援	利用者数 （人/年）	0	0	0	0	3	3
地域定着支援	利用者数 （人/年）	0	0	0	0	3	3

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 計画相談の事業所や相談支援専門員を増やし、利用者の増加に対応するとともに、適切なサービスの利用という観点から、セルフプランの減少に努め、相談支援事業による計画相談の実施を推進します。

○ 施設入所者の地域生活への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行が促進し、訪問系サービスの需要が高まることに備え、サービス提供体制の確保を図ります。

【整備計画】

サービス名	単位		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
地域移行支援	利用者数	人分		10	
	整備数	箇所		1	
地域定着支援	利用者数	人分		10	
	整備数	箇所		1	

（7）障害児支援サービス

サービス種類	サービス内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	通所利用の障がいのあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのあるこども、今後利用する予定の障がいのあるこどもが、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に訪問支援を行い、保育所等の安定した利用を促進する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのあるこどもに対して、居宅を訪問することにより日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援 医療型児童発達支援	利用者数 （人/年）	60	56	63	65	66	68
	延べ利用者数 （人日/年）	625	632	627	610	593	575
放課後等デイサービス	利用者数 （人/年）	515	541	562	562	562	562
	延べ利用者数 （人日/年）	7,163	7,663	7,796	7,796	7,796	7,796
放課後等デイサービス （重症心身障がい児対応）	利用者数 （人/年）	9	6	11	11	11	11
	延べ利用者数 （人日/年）	1,441	1,397	1,500	1,500	1,500	1,500
保育所等訪問支援	利用者数 （人/年）	4	6	6	6	6	6
	延べ利用者数 （人日/年）	16	13	12	12	12	12

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 （人/年）	0	0	0	0	0	0
	延べ利用者数 （人日/年）	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 （人/年）	400	404	429	444	459	474
	相談支援 専門員数 （人）	11	14	14	15	16	17

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

○ こどもの健全な育成のため、個々のこどもに合わせた利用を呼びかけます。また、放課後等デイサービスにおいては、事業所に対して、家庭、地域、学校の後方支援とこどもの特性に合わせた療育を求めます。

○ 放課後等デイサービスは、サービス提供に関わる事業所・人材を確保・育成するとともに、サービスの質の向上を目指します。

○ 重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

○ 計画相談の事業所や相談支援専門員を増やし、利用者の増加に対応するとともに、適切なサービスの利用という観点から、セルフプランの減少に努め、相談支援事業による計画相談の実施を推進します。

【整備計画】

サービス名	単位		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援 医療型児童発達支援	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
放課後等デイサービス	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
放課後等デイサービス （重症心身障がい児対応）	利用者数	人分			3
	整備数	箇所			1
保育所等訪問支援	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人分	－	－	－
	整備数	箇所	－	－	－

3 地域生活支援事業の見込み

（1）必須事業

サービス種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人や障がいのあるこどもに対する理解を深めるための研修や啓発事業を行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人や障がいのあるこどもとその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行う。
相談支援事業	障がいのある人や障がいのあるこどもの保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行う。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士などの専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図る。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援する。 補助を受けなければ制度の利用が困難である人を対象に費用を助成する。また、制度周知のための研修を行う。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等を派遣する。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人や重度障がいのあるこどもに対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付する。 ○ 介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具を給付する。 ○ 自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付する。 ○ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、在宅療養等を支援するための用具を給付する。 ○ 情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付する。 ○ 排泄管理支援用具 ストーマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品を給付する。 ○ 住宅改修費 居宅における生活動作等を円滑にするため、既存住宅の簡易な改修を行う際に費用の一部を助成する。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う。

サービス種類	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、外出のための支援を行う。
地域活動支援センター事業	障がいのある人の通いの場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図る。

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	4	4	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実利用見込者数（人）	11	14	17	20	23	26
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置者数（人/年）	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数（件/年）	377	482	430	440	450	460
日常生活用具	介護・訓練支援用具	給付件数（件/年）	7	8	7	7	7	7
	自立生活支援用具	給付件数（件/年）	13	23	18	18	18	18

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
	在宅療養等支援用具	給付件数 （件/年）	15	26	20	20	20	20
	情報・意思疎通支援用具	給付件数 （件/年）	37	46	42	42	42	42
	排泄管理支援用具	給付件数 （件/年）	2,149	2,476	2,560	2,560	2,560	2,560
	住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	給付件数 （件/年）	4	9	7	7	7	7
	事業計	給付件数 （件/年）	2,225	2,588	2,654	2,654	2,654	2,654
手話奉仕員養成研修事業		受講者数 （人/年）	16	9	10	10	10	10
移動支援事業		実利用者数 （人/年）	60	58	58	60	60	60
		延べ 利用時間 （時間/年）	4,704	4,217	4,376	4,530	4,530	4,530
地域活動支援センター事業		市内実施か所数 （か所/年）	2	2	2	2	2	2
		市内実利用者数 （人/年）	86	78	83	77	77	77
		他市町実施か所数 （か所/年）	3	3	2	2	2	2
		他市町実利用者数 （人/年）	20	12	13	13	13	13

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 障がい者個々の特性に合ったサービス利用ができるよう、地域生活支援事業の供給量の確保に努めます。

○ 基幹相談支援センターを拠点とした、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

○ 成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対する支援として、事業を継続します。

○ 手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、聴覚等に障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

○ 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等、移動支援の充実を図ります。

○ 地域活動支援センター事業において、障がい者の地域生活支援の促進を図る等、事業内容についての評価を行います。

（2）任意事業

サービス種類	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がいのある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴サービスを提供する。
生活訓練等給付事業	障がいのある人に対し、日常生活に必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中活動の場を確保する。 障がいのあるこどもを日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのあるこどもの放課後、長期休暇時の活動の場を確保する。
社会参加支援に関する事業	聴覚や視覚に障がいのある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障がいのある人が積極的に社会参加できる支援を行う。

サービス名		単位	実績			見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス事業		利用回数（回/年）	627	699	663	663	663	663
生活訓練等給付事業		実施回数（回/年）	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業		実利用者数（人/年）	77	74	74	74	74	74
社会参加支援に関する事業	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ活動支援事業	実利用者数（人/年）	0	0	0	30	30	40
	芸術文化活動振興事業	実利用者数（人/年）	200	300	453	200	200	200
	点字・声の広報等発行事業	実利用者数（人/年）	30	26	24	24	24	24
	奉仕員養成研修事業	実利用者数（人/年）	8	8	8	8	8	8
	自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数（人/年）	3	2	2	2	2	2

※令和８年度は見込み値

見込量確保のための方策等

○ 障がい者個々の特性に合ったサービス利用ができるよう、地域生活支援事業の供給量の確保に努めます。

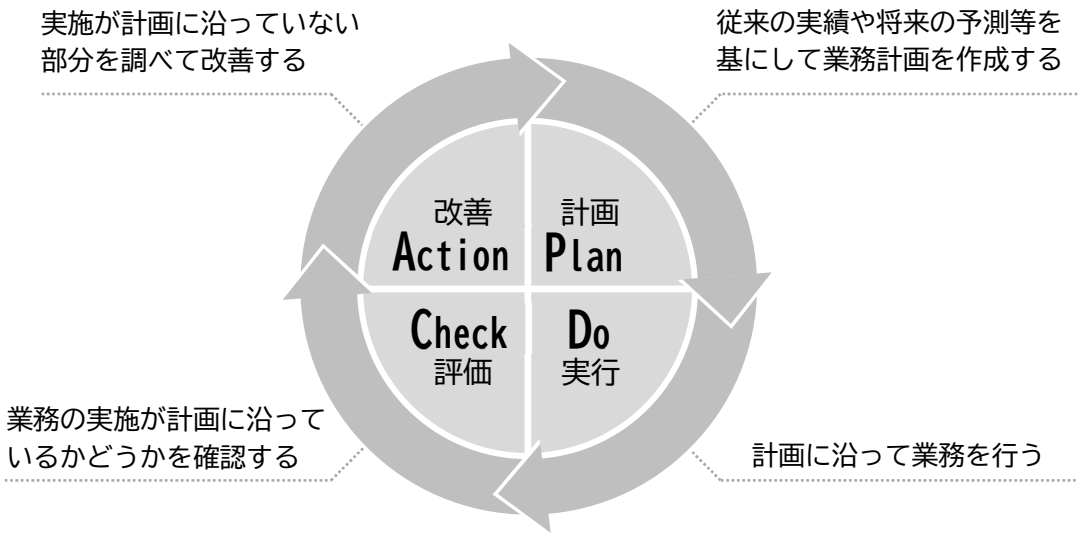
第６章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制と評価・管理

国の基本指針では、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年１回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行うことが適切であると示しています。

本計画の推進に当たり、「富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会」と「障害専門委員会」において定期的に計画の進捗状況の把握及び評価を行うPDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進するとともに、今後の施策の推進に障がい者自身の意見を活かせるような体制づくりを行います。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ



2　連携・協力の推進

障がい者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障がい者関係団体及び福祉サービス事業者等と情報を共有することで、連携強化に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障がいへの理解や障がいのある人への配慮について、市役所の各部局間の情報共有や意識の浸透に努めます。

さらに、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障がい者団体等との連携を強め、富士宮市地域自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に努めます。

3　制度の円滑な実施とサービスの質の確保

障がい者が日常生活における様々な問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種の制度を障がい者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

また、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に適切なサービスが提供されるよう指導・援助を行い、サービスの質の向上を図るとともに、障がい者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援の充実に努めます。

資料編

1　用語集

※　「障害」と「障がい」の使用について：

法令や条例、制度、施設名、法人又は団体の固有名詞等については、漢字表記「障害」と表記している。

一方、「障害」の「害」の字には、「そこなう」「いためる」「きずつける」など否定的な意味があるため、その表記が市民に不快感を与える場合があり、また、障がいのある人への障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進する観点から、富士宮市では、人を指し示す場合には「障害」の「害」を「がい」とひらがなで表記している。

１　アクセシビリティ：

利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。利用しやすさ。

２　意思決定支援：

障がいのある人が自らの意思に基づいて生活やサービスの利用などを選択・決定できるよう、本人の意思や希望を確認し、必要な支援を行うこと。

３　意思疎通支援：

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより意思疎通を図ることが難しい人に対し、手話通訳や要約筆記などの方法によって、意思疎通を支援すること。

４　医療的ケア児：

日常生活や社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療的ケアが恒常的に必要なこども。

５　インクルーシブ：

障がいの有無や性別、性的指向、人種など、同じ人間であっても様々な違いがあり、このような違いを認め合い、全ての人がお互いの人権と尊厳を大事にして共に生きていけること。

６　ウェブアクセシビリティ：

高齢者や障がいのある人を含め、誰もがそのウェブサイトを閲覧・利用し、情報の取得・発信ができること。

７　ガイドヘルパー：

視覚障がいのある人などが外出する際に、移動に必要な情報を伝えたり、周囲の状況を説明したりするなど、外出を支援する人。

８　基幹相談支援センター：

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所への専門的な助言や人材育成、関係機関との連携などを行う機関。

９　Ｋ６：

うつ病や不安障がいなどにつながる心理的ストレスや気分の落ち込みの程度を把握するための、６つの質問からなるスクリーニング指標のこと。

10　高次脳機能障がい：

脳卒中や事故などによる脳の損傷が原因で、記憶、注意、判断、感情のコントロールなどの認知機能に障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障が出る状態。

11　合理的配慮：

合理的配慮は、個々の場面において、障がいのある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組。

例：窓口等で障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談・読み上げなど）で対応することなど。

12　個別避難計画：

災害時に自力で避難することが困難な人について、一人ひとりの状況に応じた避難方法や支援者、避難先などをあらかじめ定めておく計画。

13　社会的障壁：

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

14　就労選択支援：

障がいのある人が自分に合った働き方や就労先を選択できるよう、本人の希望や能力、適性などを踏まえて、就労に関する情報提供やアセスメント等を行う障害福祉サービス。

15　成年後見制度：

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、本人の権利や財産を守るため、成年後見人等が契約や財産管理などを支援する制度。

16　セルフプラン：

障害福祉サービス等を利用する際に、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成に代えて、本人や家族等が自らサービス等利用計画案を作成すること。

17　相談支援専門員：

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、サービス等利用計画の作成や関係機関との連絡調整などを行う専門職。

18　地域共生社会：

制度や分野の垣根を越えて、地域住民や関係機関がつながり、誰もが役割を持ち、互いに支え合いながら暮らすことのできる社会。

19　地域自立支援協議会：

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業者、関係機関等が情報を共有し、地域の課題や支援体制について協議する組織。

20　地域生活支援拠点等：

障がいのある人の重度化・高齢化や、親が亡くなった後の生活などを見据え、緊急時の受入れや相談、体験の機会の提供などを行う地域の支援体制。

21　地域生活支援事業：

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、市町村や都道府県が地域の実情に応じて実施する事業。

22　地域包括支援センター：

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となり、介護や福祉、健康などに関する相談を受け、必要な支援や関係機関との連携を行う機関。

23　デイジー図書：

　視覚障がいや学習障がいなどにより活字を読むことが困難な人のために作られた、目次やページ単位での検索・移動が可能な国際規格のデジタル図書のこと。

24　ノーマライゼーション：

　障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

25　バリアフリー：

　障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

26　避難行動要支援者：

　災害が発生した場合や災害のおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人。

27　福祉避難所：

　災害時に、一般に避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする人を受け入れるための避難所。

28　ヘルプマーク：

　義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

29　ユニバーサルデザイン：

　バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

30　リハビリテーション：

　障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。